美の工房

笹山　央　工芸評論家

第40回

これは糸で織られた宝石である　市川（いちかわ）なつるさん

布を織るという仕事は、経糸に緯糸を織り込んでいく作業を繰り返していくことですから、経糸の長さに制限がなければ、いくらでも長い布を織ることができます。そしてそれを適当なところで切れば、ストールやマフラー、テーブルセンターやソファー掛けにしたりすることができるわけです。もちろん服地にも適用されます。そういうふうに「布」というものを捉えると、布には生活の用途に適用される側面と、用途に限定されないオブジェクトとしての側面を有していると見ることができます。

市川なつるさんが織る布は、織り上がったときのままの状態で見ると、まるで生き物のように見えるんです。それが何枚も無造作に寄せ集められてあると、あたかも色とりどりの珊瑚や海草や魚が集まる南国の海の中の光景を目の当たりにするようです。

そういう美しさがあるかと思えば、他方で、そのうちの一枚を取り出して首に巻いてみたりすると、また違った美しさが見えてきます。ただきれいだというだけでなしに、ストールとして人の身体に絡むことで、ハッとさせられるような新鮮な輝きをともなった別な生き物に生まれ変わるかのようです。

なつるさんの織物の魅力について多くの人が認めるところは、配色感覚の特異さというか、人の意表を衝くような色彩感覚です。なんでこの色の次にこの色が来るの？と、尋ねる人も少なからずおられるようです。しかし作者本人さえも言葉で説明することができません。もっとも、説明する必要もないのですが、そういう質問を思わずしてみたくなるような、そういうサプライズがあるということです。

通常私たちが持つ「布」のイメージは、ウールや木綿や絹といった生物由来の素材で、「温かさ」とか「ソフトさ」とかの感触を伴います。なつるさんの織物にもそういった感触がもちろん付随してますが、同時に私にはそれだけでなく、ある種の硬質な美質――「キラキラと輝くような」と表現される類いの美しさ――も感じるのです。それは夜空にちりばめられた星の輝きとか、都市の夜景を遠望したときのクールな美しさに通じるものです。

この感覚を突き詰めていって私の中で一番ぴったりときたのは〈宝石〉、言い換えると地球内部の熱と圧力の下で醸成され昇華されていった貴石――ルビーとかエメラルドとか――のイメージです。つまり、なつるさんの織物は「糸で織られた宝石」である、ということですね。

生き物のような存在感と、布が持つ「温かさ」や「ソフトさ」の感触、さらに加えて鉱物質の「輝きの美」とを兼ね備えているというところが、なつるさんの織物のとても特異な美しさの由来であると私は思います。

なつるさんはまだ若い織り手です。織りの技術は「さをり織り」というユニークな染織の考え方に基づいています。織り方に一切のルールを設けないというのが、さをり織りの思想の核心です。なつるさんの織物はその豊かな成果と言えます。さいたま市に在住。

―― 織り方に一切のルールを設けない「さをり織り」から生れてくるもの

（制作・かたち21　http://katachi21.com）

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 650
2011 March

美の工房　工芸評論家●笹山　央

03 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
最終回　国土調査をめぐる最近の動向について
～国土調査法等の一部改正、第6次国土調査事業十箇年計画、平成23年度予算概算決定を中心に～
国土交通省　土地・水資源局　国土調査課　　長嶺 行信

08 平成22年度 第2回全国会長会議

12 平成21～22年度研究所研究経過報告書の刊行にあたって

17 テレビ朝日系 土曜ワイド劇場
「愛と死の境界線」～隣人との悲しき争い～
ストーリー、現地ルポ（日本外国特派員協会、東京メディアセンター）

20 土地家屋調査士とマーケティング

23 土地家屋調査士制度制定60周年記念　埼玉土地家屋調査士会
公開講座「震災等災害対策セミナー」

26 兵庫会　「土地家屋調査士制度発足60周年記念シンポジウム
めざせ地図づくり～境界トラブルのない社会をめざして～」

30 LOOK NOW
カンボジア司法省・国土管理都市計画建設省の高官が来日
韓国から日本の地籍調査事業視察で来日

32 ADR法の認証取得への取組み
－利用者のためのセンターをめざして－
香川県土地家屋調査士会

34 事務局紹介Vol.22
福井会／高知会

36 会長レポート

41 土地家屋調査士名簿の登録関係

42 会務日誌

44 公嘱協会情報　Vol.88

45 ちょうさし俳壇

46 第26回写真コンクール作品募集

47 会員の広場を利活用ください

48 ネットワーク50
石川会／神奈川会／函館会

51 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

昨年の連載開始以来、全国の、また各方面の、平成の「伊能忠敬」たちの取組みを紹介してまいりましたこの連載も最終回を迎えました。この連載により地図作りを通して、土地家屋調査士が社会にどのような貢献ができるのか、あらためて考える機会となれば幸いに思います。最終回にあたり、登記所備付地図の最大の供給源である地籍調査に関し、国土交通省土地・水資源局国土調査課から今後10年間の展望についてご寄稿いただきました。

最終回

国土調査をめぐる最近の動向について

～国土調査法等の一部改正、第６次国土調査事業十箇年計画、平成23年度予算概算決定を中心に～

国土交通省　土地・水資源局　国土調査課　　長嶺 行信

先月の本誌２月号(649号)で「国土調査促進特別措置法及び国土調査法の改正法案についての所見」が述べられています。その中では、都市部官民境界基本調査、第６次国土調査事業十箇年計画、国土調査の実施の委託などへの言及がなされており、最近の動向を踏まえた内容と認識しています。

この度、この誌面をお借りしまして、国土調査に関する法改正、十箇年計画の策定、平成23年度予算を中心にそれらの概要を記述させて頂きました。読者の皆様に、昨今のこれらの動きを理解して頂ければ幸いに存じます。

はじめに

国土調査は昭和26年(1951)に制定された国土調査法等に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行なわれるものです。その調査成果は、まちづくりや公共事業の円滑な実施、土地利用計画の策定、災害の際の円滑な復旧などの基礎となり、大変重要なものです。

また、国土調査は、土地分類調査、水調査、地籍調査等が主なものです。このうち地籍調査は、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を明らかにし、その成果は登記所に送付され、登記所が保有している土地の登記情報が改められます。登記所に備え付けられている図面のうち、約４割が明治の地租改正時等に作成された不正確な「公図」であり、その不正確な「公図」を地籍調査の成果によって正しいものに置き換えています。

このような国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、国土調査促進特別措置法に基づき国土調査事業十箇年計画を策定してきており、昭和38年(1963)に策定した第１次計画以降、これまで６次にわたって計画を策定して国土調査を進めてきています。

国土調査法の制定からほぼ60年を経ることになりますが、その節目の前後で国土調査法の実質的な改正等が行われましたので、その要点を３つに分けて、以下に記述しています。

1.「国土調査促進特別措置法」及び「国土調査法」の一部改正の概要

第５次までの国土調査事業十箇年計画等により、全国における地籍調査の進捗率(地籍調査の全対象面積に対する実施面積の割合)は49％まで至っていますが、特に都市部(DID：人口集中地区)での調査対象面積に対する進捗率が21％と著しく低くなっています。この理由として、都市部では所有者等の土地に対する権利意識が強く、調査実施の協力が得られにくいこと、加えて細分化された土地が多く、権利関係が輻そうしている場合が多いことなどが想定され、しかも調査に多額の費用と時間を要するために、地籍調査の実施主体である市町村等にとって大きな負担になっていると考えられます。

このような中、調査実施に伴う市町村の負担を軽減するとともに民間の活力等を導入し、地籍調査の計画的かつ着実な実施を図るため、平成22年３月に国土調査促進特別措置法と国土調査法の改正を行いました。

(1)第６次国土調査事業十箇年計画の策定

全国における地籍調査の進捗率は49％（平成21年度末）と低いですが、登記所にある正確な地図の87％が地籍調査の成果を活用したものです。国土調査事業十箇年計画の根拠となっている「国土調査促進特別措置法」を改正し、平成22年度を初年度とする第６次計画を策定し、計画的かつ迅速に地籍調査を推進しています。

(2)十箇年計画に位置付けて実施する基本調査の範囲の拡大

地籍調査を実施する市町村の負担軽減を図るため、「国土調査促進特別措置法」を改正し、国が実施する基本調査の範囲を拡大しています。都市部では、地籍調査の前提となる官有地と民有地の境界情報の整備を促進するために基礎的な情報を整備する「都市部官民境界基本調査」を、山村部では、境界情報を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を平成22年度から新たに国が実施しています。

(3)国土調査の実施の委託の対象を民間法人に拡大

地籍調査を実施する市町村の体制面の負担軽減等を図るため、「国土調査法」を改正し、「調査・測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する」という地籍調査の一連の工程を一括して民間法人に委託し、受託した民間法人が実施主体となって責任を持って調査を実施できることになっています。

これまでも調査の各工程の一部を民間法人等に外注することは認められていましたが、今回の法改正により、民間でも調査を実施できることになり、市町村が地籍調査に着手できない要因の一つとなっている職員確保の課題の解消に貢献するものと期待しています。

ご参考までに、国土調査の実施の委託を可能とする法人の要件を記載します。

参考：国土調査の実施の委託を可能とするための要件の制定

「国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令」
（国土交通省令第50号、平成22年10月12日施行）

国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

1. **国土調査を適確に実施するに足りる技術的な基礎を有するものであること。**
2. **法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。**
3. **国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。**
4. **前3号に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。**

2. 第６次国土調査事業十箇年計画の概要

国土調査促進特別措置法の改正を受け、平成22年5月25日に第6次国土調査事業十箇年計画が閣議決定されました。以下にその要点を記述します。

(1)地籍調査の推進

第6次国土調査事業十箇年計画では、地籍調査の対象地域（286,200 km^2）の中から優先的に地籍を明確にすべき地域（※）を絞り込み、この約半分の地域において地籍の明確化を図ることとしています。特に進捗が低い都市部及び山村部では、地籍調査の進捗率を5割程度まで引き上げることを目指しています。また、次期計画以降に地籍調査を実施する地域においても、必要な地域では第6次計画の期間中でも基礎的な情報を整備する基本調査を国が実施することとしています。

（※）「優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000 km^2）」とは、地籍調査を実施していない地域（約146,000 km^2）のうち、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになる地域、大規模な国公有地等を除いた地域です。

① 各調査の計画事業量

ア 国の機関が行う基準点の測量

地籍調査の実施に必要となる基準点は、人口集中地区では既に都市再生街区基本調査(平成16～18年度に実施)により基準点を高密度に設置済みであるため、人口集中地区以外の地域において8,400点を設置します。

イ 国の機関が行う地籍調査の基礎とするために行う基本調査

「国土調査促進特別措置法」の改正により、十箇年計画に位置付けて実施する基本調査の範囲を拡大しています。第6次計画では、「都市部官民境界基本調査」として1,250 km^2、「山村境界基本調査」として2,000 km^2の実施を想定し、計3,250 km^2を調査面積として位置付けています。

ウ 地方公共団体及び土地改良区等が行う地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に、調査面積21,000 km^2を計画に位置付けて地籍調査を実施する予定です。このうち、人口集中地区(DID)では1,800 km^2、人口集中地区以外の林地では15,000 km^2をそれぞれ調査対象面積として実施することを想定しています。

また、第6次計画の調査面積は第5次計画(34,000 km^2)よりは少ないですが、第5次計画の実施面積(16,400 km^2)の約1.3倍であり、計画目標の達成可能性にも配慮した目標となっています。

② 国土調査以外の測量成果の活用

公共事業や民間開発等の国土調査以外の測量及び調査の成果は、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有していれば、国土調査法第19条第5項の規定に基づき、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができます。計画には、この制度の活用の促進も位置付けています。

③ 目標としての指標

これまでの十箇年計画においては計画事業量のみを記載してきましたが、第6次計画では指標を用いて国民の皆様に分かりやすく実施状況を示すため、目標となる進捗率も計画に記載しています。その際、全体の目標に加えて地域区分別の目標(DID、林地)も記載しています。

④ 地籍調査が未着手・休止中である市町村の解消

国会における法案審議等の際に、地籍調査の未着手又は休止中市町村の解消が課題であると指摘されたことも踏まえ、未着手又は休止中市町村の解消の目標も第6次計画に盛り込んでいます。

平成21年度末における市町村の地籍調査着手状況は、全1,750市町村のうち、未着手の市町村が277市町村(16％)、休止中の市町村が327市町村(19％)であり、全体の1/3以上の市町村で調査が行われていません。このため、中間年を目標に、未着手又は休止中の市町村(優先的に地籍を明確にすべき地域において調査が完了している市町村を除きます)の解消を目指して取り組んでいきます。

(2)土地分類調査

近年、土地の安全性に関する国民の意識や関心が高まっていることも踏まえ、土地本来の自然条件や過去の改変状況等を把握するために、土地分類基本調査としての土地履歴調査を国が実施しています。緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部を対象に、18,000 km^2において実施予定です。

(3)計画の見直し

第6次計画では、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すことにしています。

参考：第6次国土調査事業十箇年計画の計画事業量

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">事業量</th></tr>
<tr><td colspan="2">基準点の測量(点)</td><td colspan="2">8,400
(人口集中地区以外で実施)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地籍調査の基礎とするために行う基本調査(km^2)</td><td>都市部官民境界基本調査</td><td rowspan="2">3,250</td><td>(1,250)</td></tr>
<tr><td>山村境界基本調査</td><td>(2,000)</td></tr>
<tr><td colspan="2">地籍調査(km^2)</td><td colspan="2">21,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地分類基本調査[土地履歴調査](km^2)</td><td colspan="2">18,000
(人口集中地区及びその周辺で実施)</td></tr>
</table>

注)事業量の欄の( )内の数値は参考値として記載。

3. 平成23年度における国土調査関係予算概算決定の概要

昨年12月24日に平成23年度の国土調査関係予算の概算決定がなされました。

平成23年度予算の概算決定の過程では、前年度比0.9倍の通常枠での要求額を基本として、「新成長戦略」に掲げられた施策等を重点的に推進するための「元気な日本復活特別枠」での予算要望が可能となりました。当課としても、地籍整備の一層の促進を図るためにこの特別枠も活用した予算を要望したところ、その配分がなされました。

また、昨年6月に各省庁を対象に行われた「行政事業レビュー公開プロセス」において、地籍調査は『抜本的改善』との評価結果を受け、「取引円滑化等の効果が高い都市部を優先する。取引等の機会をとらえた取組みにより効率化ができないか検討」と指摘されました。これを踏まえ、平成23年度予算案では、都市部での地籍調査の重点的な実施や都市部官民境界基本調査の成果の活用を始めとして、地籍整備推進調査費補助金の補助対象となる地区要件等を拡充するとともに、国土交通省が行う公共事業のための用地取得の際に作成した用地取得図に必要な補正を加え、その成果を登記所備付図面とするための検討調査を新たに実施することとしています。

来年度予算案はこれらの取組や調整を経たものであり、主な事項の概要を以下に記述します。

(1)地籍調査の推進

都市部での地籍調査の重点実施、森林施業の実地地域等における地籍調査の実施等により、土地取引の円滑化や土地資産の保全、将来の地籍調査の円滑な実施に貢献します。このための予算である地籍調査費負担金は103.9億円が認められ、このうち「元気な日本復活特別枠」では「取引円滑化に資する地域への重点化」を条件に要望額の一部である4.5億円が配分されました。

(2)都市部官民境界基本調査の実施

市町村等による地籍調査の実施に先立ち、官有地・民有地間の境界に関する基礎的な情報を整備する都市部官民境界基本調査を国が実施することにより、市町村の負担を軽減し、地籍調査を一層促進します。この予算として10.2億円が認められ、このうち「元気な日本復活特別枠」では要望額通りに3.9億円が配分されました。

(3)山村境界基本調査の実施

高齢化、村離れ、森林の荒廃が進行し、将来の地籍調査の実施が困難になるおそれがある地域を対象として、境界情報を保全する山村境界基本調査を国が実施します。この予算として2億円が認められ、このうち「元気な日本復活特別枠」では要望額通りに1.1億円が配分されました。

(4)地籍整備推進調査費補助金の拡充

民間等の測量成果を活用した地籍整備を促進するため、現在の補助制度の地区要件である人口集中地区を来年度には拡充します。これにより、土地取引等の機会をより捉え、遅れている都市部の地籍整備を一層促進します。この予算として要求額通りに3.2億円が認められました。

(5)既存測量成果の活用方策検討調査の実施【新規】

公共事業のための用地取得の際に作成した用地取得図に必要な補正を加え、その成果を登記所備付図面とするための検討調査を来年度に新たに実施します。具体的には、用地取得図の作成後に行われた分合筆の情報の追加や測量精度の確認等を行い、登記所に備え付けるための課題を整理し、その対応策を検討調査します。この予算として要求額通りに0.3億円が認められました。

おわりに

国土交通省としましては、関係省庁、地方公共団体、関係者の皆様とも協力しつつ、ここに記述したような諸施策を通じて地籍調査がより一層進むよう引き続き努めてまいります。

最後になりますが、地籍調査の促進に積極的に取り組んでおられます皆様方のご尽力に心より敬意を表しますとともに、今後も益々のご活躍を祈念いたしまして、結びとさせて頂きます。

参考：既存測量成果の活用方策検討調査について

[概要]

用地取得図の作成後に行われた分合筆の情報の追加や測量精度の確認等を行い、登記所に備え付けるための課題を整理し、その対応策を検討

[現状と課題]

登記所備付図面（公図）のイメージ

図面が不正確のため、用地取得に伴い分筆線を追加しても、本来直線の道路が曲がって表示される。

○ 登記所備付の図面には、明治時代初期の図面等が含まれる

⇒ 備付図面の約4割は、位置、地番、面積等が不正確

道路整備に伴う用地取得図のイメージ

正確な図面であるが、用地買収以外では使われない。

○ 国交省が直轄事業の実施に伴って用地を取得
⇒ 用地取得図を作成

○ 用地取得図
⇒ 買収用地と分筆取得の残地も含めて測量した正確な図面

[事業実施により期待される効果]

正確な図面を登記所に備え付け
⇒土地取引において、土地境界をめぐるトラブルの未然防止
⇒地籍調査に必要な経費の縮減
⇒公共施設の適切な管理

平成22年度 第2回全国会長会議

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

第2回全国会長会議が1月13・14日(木・金)の両日にわたって行われた。司会は岩渕総務部理事が行い、大星副会長は開会の辞の中で、昨年の土地家屋調査士制度制定60周年記念事業のご尽力のお礼を述べたのち、開会宣言を行った。

引続き松岡会長から昨今の土地家屋調査士業界を取巻く状況、特に事件数の減少や低廉報酬の風潮について、また国土調査法改正に端を発した業務拡大の啓発と公嘱協会の乱立について会務報告総括があった。

そして座長には司会者一任の声の下、山谷正幸旭川会会長が選出された。

今回の全国会長会議は、初めての試みとして、連合会執行部を外に置き、各会長間の意見交換を主に行われた。

山谷旭川会会長

Ⅰ 土地家屋調査士の近未来について(法改正に関するアンケート調査を踏まえた意見交換)

志野副会長から「平成18年の法改正以来5年が経ち、そろそろ法改正の時期に来たのではないか。PTを発足していろいろ研究していきたい。今年度は論点整理をして次の新役員に引継ぎたい。」と提案があり、意見交換が始まった。

各ブロック協議会からそれぞれ意見を述べてもらったが、配布資料に目を通す時間が少なく各会内やブロック協議会内で意見調整ができないので焦点が定まりにくかったようだ。大方の共通した意見は「土地家屋調査士の存在意義を国民目線で今一度再確認する必要があり、その上で60年経った制度疲労を見直すべき時に来ているのではないか。」ということだった。

Ⅱ 業務受託環境の整備について

各会からの情報や闊達な意見があり、一部では土地家屋調査士のみに地籍調査を発注しているところもあるがそれは稀なケースで、ほとんどの自治体が測量業者を対象に資格審査条件を作成しているので、土地家屋調査士はその条件に適合できないのが現状に思えた。決して条件が厳しいのではなく、土地家屋調査士法人を主体に着目しているので、個人事業形態の土地家屋調査士は不適合の目でみられるのである。入札参加資格に「土地家屋調査士」を入れて欲しいと感じた。

各省直轄発注案件も、各省でそれぞれ独自の資格審査を設けて複雑化しているので、一括審査を行う等の単純化が取り入れられればよいと思った。

時間も押し迫り、新春交礼会へと場を移し、歓談の中にも明日の会議の鋭気を高めながら1日目を終了した。

全国会長会議2日目、松岡会長は、平成23年度事業方針大綱(案)に関する趣旨説明の前に、昨年から土地家屋調査士制度制定60周年を記念する事業が各地で行われてきたことを振り返り、土地家屋調査士制度が少年期、青年期とその充実、深みを増し壮年期ともいえるさらなる充実を目指すべき節目の時期になったと述べられた。

ここ10数年を振り返った時、土地家屋調査士制度の理解者、学者や研究者をはじめとする応援団の方々との交流が深まり、また、政治連盟を組成することにより政治家

松岡連合会会長

平成23年度事業方針大綱（案）

1　会員の業務の適正さの確保と事務所経営基盤の確立に関する取り組みの強化
2　会員の業務活動支援の充実
3　公共嘱託登記受託環境の整備のための社会広報活動の積極推進
4　地図・境界問題・紛争解決に関する取り組みの充実
5　研究体制及び研修体制の強化・充実
6　国等における各種施策・検討への適切な対応
7　土地家屋調査士制度の充実発展のための施策の推進
8　連合会組織体制の充実・強化
9　各種関連団体・機関との連携

とのパイプがより太いものとなり、昨夜の新春交礼会のように私たち土地家屋調査士を取り巻く環境、私たちを見る目が変わってきていることが感じられるようになった。

平成23年度の事業計画策定にあたり、松岡会長から来年度は、役員改選の年でもあり新規事業やこれまで行われなかった分野への挑戦は大変厳しい状況にあるが、これから制度の発展を目指すのであれば、内向きな守りの姿勢でなく、厳しい時代だからこそ覚悟をもって事業、会務を進めることが重要であると次年度の事業に対する思いが述べられた。

1 会員の業務の適正さの確保と事務所経営基盤の確立に関する取り組みの強化

報酬額については、平成5年の報酬額を基準に平成7年に最後の報酬額の改定が行われた。その後、平成10年、11年、12年の公正取引委員会による指導以来、報酬額に関する議論はタブーのように扱われてきたが、高度な専門資格者としてその存在を確固たるものにするため、また、毎年約500名ずつ新たに登録された7千数百名の新人会員のため、さらに、会員自身の努力による業務の適正さの確保と事務所経営基盤の確立のためにも利益を誘導することではなく、不動産登記規則第93条の不動産調査報告書の改定作業、土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂作業など、会員の報酬に関する適正さの確保のための取り組み等を強化することが上げられた。

2 会員の業務活動支援の充実

オンライン申請に関しては、本年2月14日から新システムが稼働することを受け、法務省・その他の関連省庁との協議・連携を含め、会員のオンライン申請の円滑な活用のためのさらなる支援体制の強化が進められている。さらに、各地域で進められている資料センター、データセンターを参考に日調連データセンター・日調連技術センターの体制を強化することにより会員の日常業務の支援を図ることが上げられた。

3 公共嘱託登記受託環境の整備のための社会広報活動の積極推進

私たちを取り巻く環境を見ると、ここ10年の新規住宅着工の落ち込み、それに伴う土地分筆登記、地目変更登記といった関連業務の減少を報酬額でカバーできる状況ではなく、新たな領域･業務の開発は、重要な課題である。

政府機関の独立行政法人化や民間会社化への機会をとらえ、行政機関の持つ資産の明確化や民間への払下げ等に関して土地家屋調査士とその職能をPRすることにより公共嘱託登記関連分野の受託環境の整備を進める。

そのために中央省庁への制度啓発活動の推進並びに各土地家屋調査士会、会員及び各公共嘱託登記土地家屋調査士協会等が行う各種広報活動・啓発活動を支援することが上げられた。

4 地図・境界問題・紛争解決に関する取り組みの充実

ここ10年ほどは、地図・境界に特化して様々な広報活動を行っており、その成果は徐々にではあるが感じられる。地図・地籍並びに土地の境界に関する諸問題を解決するエキスパートとしての個々の土地家屋調査士のスキルアップは重要なことである。

また、これまで通り不動産登記

法第14条地図作成作業を推進することはもとより、地籍調査関連事業に関しては、土地家屋調査士の職能に期待する声に応え、土地家屋調査士がより積極的に参画することができるよう環境整備を進めることが上げられた。

5 研究体制及び研修体制の強化・充実

土地家屋調査士の将来あるべき姿、不動産登記制度が果たす役割を検証するため、地籍問題研究会を戦略的、戦術的に活用するために地籍問題研究会に参加する学者、研究者の方々に多面的な研究、問題の知見を深めていただき、必要な提言を行うことが上げられた。

また、eラーニング等の活用を含め、CPD体制の充実をもって会員の研修体制を整え、専門職としての資質の維持・向上を図ることが上げられた。

6 国等における各種施策・検討への適切な対応

「国の出先機関の地方自治体への移管」の議論の中で土地家屋調査士にとって制度面・業務面の双方において密接な関係のある法務局の事務がその対象とされていることについて適切な対応を図り、土地家屋調査士資格制度のみならず広く国民的視点に立った要望・提言活動を継続する。

7 土地家屋調査士制度の充実発展のための施策の推進

土地家屋調査士会の自律・自治機能の向上を図ること及び司法分野へのさらなる参画を求めることを含め土地家屋調査士の業務基盤の強化を図るため、土地家屋調査士法の改正を視野に入れた専門委員会を設置し研究する。

8 連合会組織体制の充実・強化

連合会役員のみでは、その事業執行に限界がある。予算上の制約はあるが、執行体制・組織体制についてテレビ会議、インターネットの活用など、会務を省略するのではなく、広く人材を求め能力を活用し組織が活性化するよう試作する。また、事務局組織体制に関してより業務が効率的に遂行できるよう組織体制の充実・強化を念頭に進める。

9 各種関連団体・機関との連携

土地家屋調査士制度の充実発展のため、土地家屋調査士の制度と業務に関連する諸機関・団体・学会等との交流を深めるとともに会員に参画・研究の機会を提供する。また、必要な政策提案や要望を実現するため、全国土地家屋調査士政治連盟はじめ各土地家屋調査士政治連盟・公共嘱託登記土地家屋調査士協会等との連携を引き続き図る。

松岡会長から各会会長の事務所経営環境が厳しい中、会務に対応されていることに感謝の言葉が述べられ、平成になって一番厳しい状況の中、予算上の制約はあるものの、各会が連携してよりよい事業計画にするための意見・提言を求められた。これを受けて、事前に提出された意見・要望を含め、意見交換・会長間情報交換・各会要望が行われた。（紙面の都合上詳細は省略。）

CPDポイントの公開に関しては、現在、各会で会員の研修履歴としてCPD取得ポイントの公開が進められているが、このCPDポイントが「個人情報」に該当するため公開に同意しない会員については、個人情報保護法の関係で公開できないことになるとの意見に対して、執行部は、連合会から、顧問弁護士、有識者、CPD評価検討委員会での意見を総合してCPDポイントの公開に関するモデル案を提示すること、また公開に関しては、プラス面、マイナス面があるので慎重な対応が必要になるとの回答があった。

会長間での意見交換では、共済制度を運用している会において、高齢会員の死亡退会の増加等で運営をどのように行っているかという質問があげられ、共済制度を廃止して慶弔規定の創設、共済制度存続のために給付額の減額を行っている等厳しい経済状況を反映した情報も交換された。

また、不動産登記規則第93条不動産調査報告書について、不動産登記規則第93条不動産調査報告書を提出したにもかかわらず、不動産表題登記に係わる不祥事の煽りを受け100％の実地調査が行われている状況であるという現状報告があるとともに、他ブロック協議会での不動産登記規則第93条不動産調査報告書が提出された場合の登記処理に関する状況は、約半数の会で迅速な登記処理がされていることが確認された。先ほどの松岡会長の事業方針大綱（案）にある「不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定作業」も重要だが、迅速な登記処理のために不動産登記規則第93条不動産調査報告書の有効活用が要望された。

地籍調査事業の各会での受託体制についての意見交換では、国土調査法第10条第2項の法人を平成22年度中、遅くとも23年12月までには設立する予定があり、こ

れによって包括委託が可能になれば地籍調査について検討する市町村が結構あるとの意見がある一方、分離発注方式で対応しているとの意見もあり、この場合、法務局から「土地家屋調査士が関与して作成したものについては、不動産登記法第14条地図として扱う」といった趣旨の文書をいただき各市町村にインセンティブについて説明しているとの意見があった。

地籍調査事業、不動産登記法第14条地図作成作業及びその資格要件については、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公嘱協会でなければ受託できないが、基準点測量が発生する場合もあるので測量士1名が必要である。これは、基準点設置が必要になった場合、登録認定が必要となり、その場合、測量士でなければ認定が受けられないことからである。また、地籍調査事業に関しては、公共測量になるので測量業の登録が必要になると執行部からの回答があった。

登記事務・権限等の見直しの議論に関連する今後の具体的な対応について各会の活動状況に関する意見交換が行われた。

法務局の業務の中で国が主体的に行わなければならない業務として「訟務」と「登記」が考えられるが、現政権下での様々な議論を見る限りでは、どのようになるかは全く未確定であり、万が一登記部門が地方に移管された場合、これまで法務省が管轄していた試験に関する件、懲戒に関する件、監督に関する件など国家資格者としての根幹に係わる問題となる。との意見に対して松岡会長から、中曽根内閣時代に労働組合、経済界、様々な関係団体の猛反発があったにもかかわらず、困難な審議を経て国鉄がJRに生まれ変わった。このような状況を考えるとどのようなことが起こるかは判断が困難であり、最悪の状況を想定しなければならない。しかし、最悪の場合でも登記に関しては国が所管することは合意されていることであり、例え市町村が受け皿となった場合でも登記事務を法務省が所管するのであれば、資格制度として存続することは期待できる。ただし、隣接資格者との間で新たなせめぎ合いが生じることも否定はできない。

「登記の専門家として十分なスキル、知識、経験を有する」専門資格者としての立場を主張しつつ、地方自治体等へ登記業務の詳細を説明する等、国会対策では対応できない、地方における活動の重要性、協力要請が述べられた。

業務報酬に関する意見交換では、①低廉な業務報酬により業務全体に悪影響が出ている状況での各会の対応について、②官公省の積算基準についての2点に関して、執行部から過日実施した報酬に関するアンケート結果の資料を取りまとめていることが報告された。

測量会社の測量成果を用い申請書作成のみを行う業務が、土地家屋調査士法「他人による業務取扱いの禁止」に抵触するかについての意見交換では、民間の一般業務であれば、上記の条文にて処分されることがあるが、これが、公嘱事件になると役所作成の「公文書」として測量成果を利用する場合には、土地家屋調査士法違反に該当しないということで業務を行っていることが見受けられ、一部のブロック協議会からは、そのような業務は受託しないとの意見があった。執行部からは、このような申請業務を行う場合には、現地を確実に調査した上で、その調査結果を不動産登記規則第93条不動産調査報告書に取りまとめ、土地家屋調査士が調査結果を担保することによって登記の真正を保証させる必要がある。との平成19年3月16日の「副会長連絡文書」について説明があった。

最後に、①法務局の窓口業務(民間委託)について、②電子化された図面の原本(書面)の閲覧について、③PDF化された申請書添付の図面について文字が判読できないにもかかわらずその写しが証明書として交付されることについての意見交換では、執行部より①に関しては、間もなく全国の法務局の窓口が民間委託されることから窓口での取扱業務がスムーズに行えるよう法務省に対して研修等の実施など適切な対応を要望している。②に関しては、電子化された図面では、電子化されたものが「原本」として取り扱われ、図面に関しては、綴込帳がないことから申請書の綴込帳に綴られている。そのため閲覧が困難であり、取扱いについては、今後協議をする。③に関しては、PDF化によって文字が判読できない場合には、元図面のコピーを受領できるよう法務省とも協議しているが、現場の要望として全国から上げていただき、それによって再度申し入れすることを検討している。との説明があった。

今回の会長会議では、意見交換、情報交換をメインに新しい形で行われた。最後に、松岡会長からこれまでの会務に対してご尽力、ご支援、ご理解いただいたことに対して感謝の言葉が述べられ、2日間にわたる会議が終了した。

平成21～22年度研究所研究経過報告書の刊行にあたって

日調連研究所　所長　　藤木　政和

世界の意味は世界の外になければならない。世界の中で、あらゆるものはあるようにあり、起こるものは起こるように起こる。その中には、価値というものはない。もしあったとしてもそれは、価値のない価値である。もし価値のある価値があるとしても、それはすべての出来事やあるようにあるものの外になければならない。というのも、出来事やあるようにあるものはすべて偶然だからである。価値を偶然でないものにするものは、世界の中にあり得ない。というのも、それが世界の中にあるということになるとそれもまた偶然ということになるからである。それは世界の外にあらねばならない。

― 論理哲学論考　ルートヴィッヒ・ヴィトゲンシュタイン ―

本年度は、土地家屋調査士制度が昭和25年に制定されて60年の節目の年度に当たります。

「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的として」、半世紀以上の年月を歩んできました。60年という年月は、人間でいえば、還暦に当たる年月で、どのような健康な人も身体にどこかしら、不具合を抱えていても不思議はない年月です。普段は、医者嫌いで、いつも喀釈としている人も、ここで一つ人間ドックに入り、精密検査でも受けてみるかという気が起ったとしても、世にいぶかる人はいないでしょう。

しかしながら、実際手をつけてみると、これが至難の業であることがわかります。現在の日本において、人間ならば、MRIなどの最新検査機器を備えた病院・施設を見つけることは容易なことですが、この制度の最新の点検設備を備えた施設がおいそれと見出せない。これでは、この制度が健康体なのか、それとも病を負っているのか、負っているとしたらどのような病なのか、その手当はあるのか、そもそも、この制度に平均寿命があるのか、あるとすればそれは何歳なのか、忙しく立ち回って、時たま息を切らしているように見えるが、この症状は老人によくみかける青息吐息なのか、それとも健啖のなせる技なのか、このような疑問に答える確かなデータはどこを探しても見い出せない、皆目見当がつかない状況に置かれていることを自覚している関係者はそれほど多くないかもしれません。

そこで日調連研究所では、平成21年～22年度の2年間、この制度点検作業のツールの用意に取り掛かることにしました。この大それた試みとはわかっていても必要なものは作ればいいということで、とにもかくにも、その先鞭の足跡くらいは残しておこうと、一歩踏み出すことにしました。

これまで、土地家屋調査士制度について、その実務の観点あるいは実務の諸手当の観点からする文献あるいは論考は枚挙にいとまがないということができます。土地家屋調査士の固有の業務は、士法3条に明記されているように、一筆の土地あるいは一個の不動産の調査・測量であることは言を俟つまでもないことです。このことをめぐってその時期々々の実務の改良点をさぐる精緻ではあるが極めてテーマ射程の短い論が実務界内部で展開されてきました。たとえば、法務省、法務局、地方法務局管内を単位とする実地調査制度の運用に関する事務取扱基準の改定をめぐり、あるいは、登記所備付地図の管理をめぐってされる測量技術基準周知徹底とそれらを機会として論じられる登記実務関連の通達や通達の背景の事情解説文書類など事務連絡関連文書です。これらの文書類の背景には、いちいち言及がないとしても暗黙裡に、この業務あるいは制度の意義あるいは根拠として、明治初期、地租改正事業以来現在まで連綿とつづく我が国において確立された私的所有の絶対性という法的観念を核とする近代的所有権制度及びその制度の根幹をなす土地制度を支えること、土地家屋調査士制度は、明治期に確立された土地台帳制度の戦後形態である不動産登記制度における表示に関する登記制度を補完する大切な国家的行政事務であるという前提が横たわっています。

このパラダイムは、平成16年の百年に一度と言われた不動産登記法の改正の時期においても揺るがず再確認されたと言っていいでしょう。このことは、

現代日本においては、一筆の土地、一個の不動産の調査・測量及びその成果情報は、「権利の客体として」不動産登記法制の中で議論され、それらを規制する実地調査制度の中でその記述方式が議論されたことを意味しています。

しかし、ここ十年、このようなパラダイム、問題構成が有効かどうか検討を促す事態が散見されるようになりました。少子高齢化社会の象徴ともいえる農山村における不動産情報の散逸問題、都市部で強固な不動産に関する権利意識の調整の難航に端を発する地図整備事業の施行及び地図混乱解消の困難さ、高度情報化社会の要請する不動産情報の質の向上とその流通速度の向上、また、経済社会のグローバル化に伴う、ひと、もの、サービスの交流、さらにはあらゆる分野に及ぶことが予想される制度交流の要請にともなう国際標準化の問題。あるいは一見すると、この動きとは方向が逆に思える地方分権体制の模索とその行政事務の職掌再配分の問題。これらの問題に対処するには、現行制度の機能の正確な把握と変化に対応する移行過程の効率的で正確なプログラム管理が要求されることは疑いのないところでしょう。

このような文脈で土地家屋調査士制度を地籍制度の核に置くとするとどのようになるのでしょうか？

「地籍」という言葉は、法律用語としては十分に熟していない日本語です。ちょうど英語においてもcadastreという言葉は外来語として扱われることが多く、唯一、cadastral surveyという言葉が定着しているといわれるのと機を一にしています。日本においてこの言葉が熟していないあるいは逆に日常語として使い古されてその概念が明確でないというのは、お隣の韓国において地籍法という法律があることと比べれば納得がいくでしょう。しかし、上述のように制度の淵源を極める、制度考察についてパラダイム論を展開するには好都合という言い方もできます。

現在「地籍」という極めて学際的に見えるこの知識領域のパラダイム論を展開することは、地籍という問題領域を一応独立と考えて、その領域特有の論理とその領域の確定に特有の方法論があるということを意味します。勿論、この領域を取り囲む様々な専門領域が既にあって、これらの既領域との関連は、根源的であったり、並列的であったり、重なりあったり、包含関係であったりすることでしょうが、これらの関係を整除する意味でも、地籍領域の自立性を明らかにし、現実のトータリティに十分伍していく知識体系の確立が必要なことは明らかです。これらの作業を「地籍学」と言おうが「地籍問題研究」と言おうがその名称の差異は、本質的なことではありません。先の比喩でいえば、自らの検査をするのに、自ら、その検査設備を整えなければならことには変わりがないからです。

折から、平成20年2月に、ISO/TC211において、土地行政領域モデル(LADM)のプロジェクトが立ち上がり、国際地籍業務の標準化作業が開始されました。作業部会TC211は、地理情報を扱う専門委員会ですから、地籍業務も測量・情報技術分野からのアプローチになっていますが、このプロジェクトの開始の動機が地理情報の法的側面の管理体制及び管理制度を相手にする、いわゆる地籍業務のオントロジーを主題とするといわれています。この作業は、世界各国・地域の地籍制度を実例として、それらの差異を超えたところで地籍制度の本質を抽出し、この本質把握のなかから地籍制度の構成要素およびそれらの関連を見出す作業だと大まかに言えると思いますが、勿論、ICT技術の使用が前提となっているため、その表現はUMLであらわされ、その構成要素及びその関連をクラス及びクラス関連という概念で表現しています。このプロジェクト開始の動機をあらわしているクラス名を一つだけ象徴的にあげるとすると、LA_BAUnitクラスでしょう。ひとと権利とモノが出合い、その統合体を単一体として流通する財産を捉えるための仕組みです。このクラスの実例のパフォーマンスは、システム構築、管理体制など組織作り、法体系の整備などは各国実例に任されるとはいえ、まさに表示登記制度及び土地家屋調査士業務の業務運用の実態をこれにまでない見地から検討する格好の場を提供してくれると考えられます。

今期の日調連研究所では、現在、世界的にICTを利用した情報基盤構築の領域において課題となっているオントロジーの構築、現実の人間活動を捉えて、それをバーチャル世界に移行するモデリングという手法に馴染むことによって、現在進行中のLADMの国際標準化作業の詳細を追うとともに、この情報を随時、各研究員が共有して、情報学の方法論と感覚を体験し、並行して、研究員が自己研究課題としているテーマの展開を通じて、60年馴染んだ熟知の世界である調査士業務あるいは地籍業務について読み解こうとする試みを課題としました。

剣持研究員の報告は、LADMそのものの概要の紹介です。世界情報標準の進行中の作業の概要が臨場感を持って伝わってきます。

戸田研究員の報告は、韓国において現在進行している地籍再調査の法制化に向けた課題の紹介です。日本の地図作成事業と比較してみると地籍調査事業、14条地図作成事業の諸課題を新たな視点から捉えなおすことができるかもしれません。

橋本研究員の報告は、始まったばかりのADR代理業務の課題を多方面から解析しています。弁護士との共同受注、共同業務との関係から地籍業務と法律実務の限界をみる読み方もあながち間違っていないかもしれません。

宮嶋研究員の報告は、筆界論です。これまでの管理権限論や原始境界論を超えて立ち会いの現場を主宰する論理をつぶさに観察して所有権界と筆界の論理的整合性を明らかにしようとしています。

藤井研究員の報告は、調査士業務に必要とする参照点及びネットワーク型RTKなど最新の測量機器の業務上の特徴をつぶさに検討し、調査士業務に最適化する基準点の在り方を検討し、従来の基準点の概念を変えようとしている。

最後に井畑研究員の報告は、明治地租改正以来の私的財産権制度、土地制度は戦後の自農法創設を俟って完成する。日本の地籍制度を考える上で視野に入れておかなければならない見解である。

ここに掲載された各研究員の報告書は、総じてこれまでの我が国の地籍概念に新たな視点を要求するものといえます。逆にいえば、先例の研究例が少ないテーマで、その完成はいばらの道が想定されます。このため各報告は、十分な完成度をもつものとは言い難いのも事実です。しかし、読者は、これらの報告書を読めば、我が国の地籍制度が持つ新たな諸相に気づかされると確信しています。その限りで、この報告書を世に送り出せた意義はあると確信しているところです。

（平成23年2月）

日調連研究所

（平成21年度～22年度）

研究所長	藤木政和
研究副所長	井畑正敏（大阪）
研究員	剣持智美（千葉）
研究員	橋本伸治（栃木）
研究員	戸田和章（京都）
研究員	藤井十章（兵庫）
研究員	宮嶋　泰（大分）

担当副会長　竹内　八十二

※本月号では、剣持研究員、宮嶋研究員、戸田研究員の研究報告の要旨を掲載します。（4月号掲載予定：井畑研究副所長、橋本研究員、藤井研究員）

LADMから地籍を考える

―地籍に関する世界的な動向と議論―

研究員　剣持 智美

世界では、地籍業務の標準化に向けて、LADM（土地行政領域モデル）に関する議論が行われています（2012年7月にISOの国際規格として発行の予定）。LADMは、土地に関する権利・制限・責任という法的要素と土地に関する地理情報という空間的要素の両面から人と土地との関係をモデル化するものであり、登記業務と測量業務を担う土地家屋調査士にとって重要な概念であると考えられます。そこで、本研究では、LADMの概念およびその背景にある思想を確認することから、現代における地籍の意義を探ることを目的として、地籍に係る世界的動向および日本の現状に関する文献等を整理しました。

LADMは、UMLクラス図により表現された地籍領域のコアモデルですが、権利・制限・責任の主体であるLA_Partyクラスと、権利・制限・責任対象の目的物であるLA_BAUnitクラスが、権利・制限・責任を表すLA_RRRクラスを通じて関連付けられ、LA_BAUnitクラスは目的物の物理的性質を表すLA_SpatialUnitクラスと関連付けられるというのが基本的な構造です。このLADMの基礎となっている地籍の概念的枠組みが示された「Cadastre 2014」に纏わる文献や、その提唱者であるFIG／FIG-COM7の基本理念および最新動向を読み解くと、技術の進歩や社

会環境の変化に応じた地籍の革新の必要性と、地籍・土地登記制度に基づく健全な土地管理による持続可能な開発への貢献という2つの意識が、LADMというかたちで結びついて具体化されたのであろうと考えられます。言い換えれば、LADMがめざしているのは、持続可能な開発を支える土地政策・土地管理戦略を実施するための基盤を提供すること、すなわち、LAS（土地行政システム）であり、そのLASの核となるのが地籍であるということです。地籍の意義は、地籍制度の発展とともに変化してきましたが、LASという観点から考えるならば、経済的・環境的・社会的に持続可能な土地保有・評価・利用・開発を支えるための空間情報における最も基本的なデータ、あるいは、SDI（空間データ基盤）の要として機能することと言えるのかもしれません。

世界各国の地籍制度に関する情報を収集している「地籍テンプレート」プロジェクトにおいて、日本からの報告は国土調査法に基づく地籍調査に偏っていますが、地籍制度の歴史的な背景や地籍の定義・意義に関する世界的な議論を踏まえれば、日本の近代地籍の原点は土地台帳であり、台帳制度が不動産登記制度に統合されてからは不動産登記制度こそが狭義の地籍であると言えるでしょう。日本の不動産登記行政をLASという観点から見てみると、筆界特定制度の設立やADR相談センターの設置は、LASの核である地籍を構築する上で最も重要な筆界の確認業務を促進するものであり、オンライン申請制度の導入、都市再生事業における省庁間連携、不動産登記規則93条の不動産調査報告書は、e-LAS（電子土地行政システム）に向けての第一歩を踏み出すものであると評価することができそうです。また、日本の土地制度、なかでも、土地に影響を及ぼす法律・条例・慣習等の枠組みをLADMという観点から見てみると、権利・制限・責任に関するあらゆる情報を統合し明確化することによって、効率的・効果的で持続可能な土地利用・管理・取引が可能になるのではないかと期待されます。この際、土地家屋調査士が作成する各種資料は、権利・制限・責任の根拠となる法的情報源、あるいは、権利・制限・責任対象である土地の空間情報源として役立つかもしれません。

LADMの日本への導入は未定ですが、土地は人間の社会生活の基盤であり、都市開発・農村再生・災害復興・環境保全・経済発展など、さまざまな局面においてLADMの意義は浮かび上がってくることでしょう。実務を通じて人と土地との関係を目の当たりにしている土地家屋調査士が、LADMを契機に地籍のあり方を問い直し、地籍の可能性を広げ、不動産登記制度や土地家屋調査士制度をより一層充実させていけるとよいのかもしれません。本研究の文献整理がその参考となれば幸いです。

「筆界論の深化・確立へ向けて」

研究員　宮嶋　泰

平成21－22年度日調連研究所の研究員報告として「筆界論の深化・確立へ向けて」と題する報告を提出しましたので、以下その概要を報告いたします。

「筆界」は土地家屋調査士の業務の中心的な概念と言われるものであり、「筆界論」としてもすでにいくつかの先行の研究成果があります。その上での今回の私の研究報告については屋上に屋を架すものであるように思われるかもしれません。

しかし、筆界に関わる現実に日々直面する土地家屋調査士としての実務感覚からすると、これまでの研究成果は言わば基礎研究的なものであり、臨床理論的な研究の深化と確立は今後の課題であるように思えてなりません。今回の私の報告は、そのような課題に答えるための第一歩になれば、との思いから行ったものです。

私にこのような思いを抱かせる最近の社会的事実として次の3つを挙げることができます。

第1は、筆界特定制度創設以来5年間の経験です。筆界特定制度は年間2500件程の利用実績に見られるように土地境界問題に直面する国民にとって有用な制度として定着しつつありますが、その中で「筆界の現地における位置を特定すること」はどのような意味を持ち、どのようになされるべきか、ということについて未解明な問題が多くあることが突きつけられています。「筆界」に関する理論的な深化の必要性が迫られる所以です。第2は、登記実務の中における筆界認定のあり方をめぐる問題です。岐阜における「コモンヒルズ北山不正地積更正事件」は、これまでの登記実務の中における筆界認定のあり方を、やや極端な形であるとはいえ鋭く問うているものとして受け止めるべきだと思います。すなわち、筆界認定にあたって「立会」を最も重要なファクターであると考えてそこにおける合意確認を重視しすぎる傾向の問題です。「筆界」が境界問題において重要な意味を持つのは、客観的

に探求しうるものを措定することによる現実への解決能力にあると考えるべきだと思いますが、これまでの「筆界」に関わる実務の中でこのことをおろそかにする傾向があったことを反省的にとらえ返す必要があるでしょう。第3は、登記事務の地方移管をめぐる論議です。登記事務を国家機関において行う意義、ということを考えるとき、「筆界の積極的認定」ということが課題として浮かび上がるのであり、この観点から「筆界」の理論的な意義を明確にする必要があるように思います。

本研究報告においては、以上の問題意識の下、「筆界」について、「目的論」「機能論」「存在形態論」的な視点から考察を加えました。そこでは、まず「目的」を、「筆界」は土地をめぐる権利関係の安定に寄与するという目的のもとに考えるべきものとして設定します。そして、その下の「機能」として、「筆界」は権利関係の調整、安定の基準としての機能をはたすべきものと考え、その機能を果たすべき具体的な「存在形態」を、当初の曖昧な状態から明確なものへと発展していくものとしてとらえ、その明確化を意識的に実現することにこそ「筆界」に関する専門家としての土地家屋調査士の果たすべき役割がある、という考えを示しました。

そして、今後の課題として、「筆界」に関する法的規定について考えるとともに、「筆界」に関する専門性をより強固に確立していくための課題の一例として「公図」に関する検討を行いました。

以上の検討を行う中で、さらに解明すべき問題が数多くあることを強く感じましたが、私の力不足により十分な解明には至っていません。今後、全国の土地家屋調査士の皆さんと共に、この課題に取り組んでいきたいと思っています。

韓国地籍制度の現況に関する研究

研究員　戸田　和章

2008年、韓国地籍に大変革が起こった。李明博政府となって、長い間行政自治部で管掌してきた地籍業務が国土海洋部に移管された。それまでは国土開発に関しては旧建設交通部が管掌し、地籍業務は旧行政自治部で管掌していたが、それらの業務を国土海洋部に一元的に行わせることとなった。また、当時、地籍測量は「地籍法」、測地測量は「測量法」、水路測量は「水路業務法」に分けられていたが、2009年6月9日、これら3法を統合する「測量・水路調査及び地籍に関する法律」が制定された。日本でいえば、測量法と不動産登記法の表示に関する部分を統合するほどの大改正といえる。

韓国地籍は、過去の地籍業務が税地籍として国家財源の役割を果たしてきたが、近年、国土情報としての役割がより増大し、国土資源の総合管理を通じて、価値と活用度を高めることがその発展方向となっている。

測量・水路調査及び地籍に関する法律の制定により、韓国地籍に求められるものが大きく変化したが、現実には韓国の地籍公簿は大部分、日本の統治下で行われた土地・林野調査事業によって作成された地籍図・林野図に依存している。およそ100年が経過したこれらの地籍公簿類は、国家、地方自治団体、企業、国民らの地籍需要者に適正な情報を提供するには限界に達している。そのうえ、地籍管理の不徹底により、地籍不符合地が拡大、社会問題化し、地籍の本質である土地の効率的な管理と所有権の保護を損ね、これらを放置すると地籍制度は土地に関する紛争要因生成の制度に転落しかねない。ここで地籍再調査の必要性が台頭してきたのである。

地籍再調査事業とは、測量・水路調査及び地籍に関する法律第65条に規定されている国家事業であり、韓国全土3千700万筆地を数値化する膨大な計画である。土地の効率的管理と所有権の保護に構造的な障害をもたらし、地籍管理に混乱を招いている地籍不符合地の問題を解消し、土地の境界復元力を向上させ一筆地の表示を明確にすることで、効率的な地籍管理体制を構築していくことが地籍再調査事業の最大の目的である。施行にあたっては土地調査特別法を制定することになっているが、事業に莫大な国家予算と組織、人力、期間を要し、また、再調査事業によって顕在化する境界紛争にかかる社会的・経済的損失予想に、いまだ特別法は成案をみていない。

本研究は、測量・水路調査及び地籍に関する法律の制定による韓国地籍の変化と地籍再調査事業を中心に、韓国における地籍制度の沿革、韓国における境界の設定方法を調査することによって韓国地籍の特徴を提示し、そこから発生する境界問題の態様を調査することによって、韓国の地籍再調査事業の必要性について論述したい。

KEY WORDS
測量・水路調査及び地籍に関する法律
地籍再調査事業　地籍不符合地

小杉健治原作
「境界殺人」が
ドラマ化

テレビ朝日系 土曜ワイド劇場

「愛と死の境界線」
～隣人との悲しき争い～

3月19日（土）21：00～22：51放送

ストーリー

西脇ゆう子は、神奈川県横浜市で「No Border」という名の事務所を構える土地家屋調査士だ。ゆう子は自分の息子のことで元夫と争う苦悩を抱えながら、自分の信念に基づき日々土地家屋調査士の仕事をこなしている。ゆう子を支えるアシスタントには、土地家屋調査士をめざすムードメーカーの拓也と、いつでも冷静に事務所を切り盛りする留美がいる。ある日、ゆう子の事務所に土地の境界線を確認してほしいと、牧橋善作がやってきた。牧橋は隣人との土地の境界線を確認するための境界杭が紛失し、ゆう子に相談しに来たのだ。牧橋は隣人の原田と、境界についての意見が食い違っており、評判のよくない原田の娘婿の江木が、気の弱い原田に代わり前面に出て牧橋と争っているのだ。土地の境界の専門家として境界問題の解決に乗り出したゆう子。しかしそこからゆう子は不可解な殺人事件に巻き込まれていくことになる。

最初に発見されたのは女性の絞殺死体。発見現場がゆう子が調査した土地だったこともあって、ゆう子は警察に疑いをかけられてしまう。その後、その女性が江木の愛人だったことがわかり、警察の目は江木に向けられるが、江木にはアリバイがあることがわかる。そこへ牧橋の土地にマンション建設をもくろむ不動産屋や、そのマンション建設に賛成している牧橋の長男・哲夫、江木と言い争いの絶えない江木の妻で原田の娘・千賀子、その千賀子に親切な牧橋の次男・裕二、父親の江木に対し「死ねばいい」と話す江木と千賀子の娘サエカなどが次々と現れ、事件はますます複雑な様相を呈していく。

そんな中、牧橋家と原田家の境界付近で第二の殺人が起き、男性死体が発見される。その男性とは、マンション建設を進めていた不動産屋であった。殺人に土地の境界問題が絡んでいるとみた警察は、ゆう子から事情を聞こうとする。ゆう子は自分の知りえた事実を少しずつ組み立てていくうちに、境界をはさむ牧橋・原田両家の間に横たわる長年の問題に直面して行くようになる。ゆう子は職業上の守秘義務の遵守に苦悩しながら、警察と協力して事件の解決に奔走する。そんなゆう子に対し、不遜な目を向ける人物が現れた。その人物は、とうとうゆう子の息子にまで嫌がらせを始めた。そこへ、そもそもの境界トラブルの発端である境界杭が見つかったとの連絡が入る。なんとその杭はクライアント本人の牧橋の別荘にあったというのだ。急いで別荘に急行するゆう子。その時には、第三の殺人の足音が少しずつ近づいてきていた…。

（原作）	小杉健治「境界殺人」
（脚本）	林　誠人
（監督）	松本　明
（プロデューサー）	深沢義啓（ABC）
	霜田一寿（ザ・ワークス）
	水岸康晴（ザ・ワークス）
	松本　明（エープロ・オフィス）
（協力・監修）	日本土地家屋調査士会連合会
（制作）	ABC
	ザ・ワークス
（出演）	
西脇ゆう子	黒木　瞳
牧橋哲夫	西村雅彦
市村拓也	徳井義実（チュートリアル）
江木義彦	半海一晃
五十嵐留美	真野裕子
牧橋光江	赤座美代子
牧橋裕二	宍戸　開
奥野大介	デビット伊東
西脇遼一	三田村邦彦［友情出演］
原田淳志	秋野太作
江木千賀子	秋本奈緒美
牧橋善作	寺田　農
山下征治	松重　豊

日本外国特派員協会現地ルポ
－エキストラに会員が多数出演！－

本年1月に入り、テレビドラマのロケが本格的に始まったことを受けて、1月10日(月)、有楽町駅前電気ビル内の「日本外国特派員協会」の国際記者クラブを借り切って行われた撮影を取材した。

ドラマのトップシーンで、主演の黒木瞳さん演じる土地家屋調査士の西脇ゆう子が、国際的な絵本コンテストでグランプリを獲得し、その受賞を記念して記者発表するという設定である。

その会見で、新聞記者、カメラマン役のエキストラ出演をテレビドラマ化推進委員会が依頼され、東京土地家屋調査士会の会員を中心に、30数名集まっていただき、一緒にスタジオ入りをした。全員揃ったところで、助監督から撮影現場での注意事項とエキストラとしての心構えについて説明があり、皆初めてのことで緊張気味。セットされた記者会見の場は薄暗く、たくさんのスタッフがそれぞれの役割に沿って整然と動き回っている。その中でよく目を凝らして見ると、主演の黒木瞳さん、その子供役の原田一輝君、その他外国人記者役数名がスタッフと打合せを行っている。これはテレビなのか現実なのか…。

助監督から記者会見の席に着くよう促され、エキストラの役回りについて説明があり、フト現実に引き戻された。このあと監督から「これから通しのテストに入ります！」と声がかかり、スタジオは水を打ったような静けさに包まれる。司会者役の春田純一氏が穏やかな表情を浮かべながら、グランプリ受賞の西脇ゆう子さんを紹介するところで、エキストラ役の我らが拍手で迎える。このスタンディングオベーションのテストを何度も繰り返す中で、「表情が固い、もっと笑顔で！」「少し驚きの声を出して！」などの指示が飛び、やっと慣れたところで「本番に入ります！」と監督が合図を送る。張りつめた緊張感がただよう雰囲気の中で、土地家屋調査士西脇ゆう子役の黒木瞳さんの凛とした声が響き渡る。脚本を読んだだけでは絶対に伝わらない声の質。強弱。表情等。そしてその場の空気をリードする主演黒木瞳さんの個性が輝く一瞬を見ることができた。そのあと多くのスタッフがモニターで映像チェックをしてOKが出れば、やっとワンカット分終了。一日中、分単位のスケジュールに沿って脚本のカット別番号順に繰り返し撮っていく…。

ひとつのドラマを制作するのに50人を超えるスタッフが、それぞれ制作、技術、美術等の役割分担で息のあったフォーメーションを組み、手際良く進めていくのを見つめながら、ここにも人間ドラマが展開していることを強く印象づけられた。

東京メディアセンター現地ルポ
俳優の個性が光る演技が展開！

1月24日(月)、東京メディアシティ国際放映スタジオ事業センターで収録があり、ここで主演の黒木瞳さんをはじめ、寺田農氏、西村雅彦氏、秋野太作氏、宍戸開氏、赤座美代子さん他総勢10名の俳優が分刻みのスケジュールの中で出演することから取材を敢行した。

他の役員とスタジオセンターの玄関前で待ち合わせ、中に入ると、本日の撮影スケジュールとメンバー表が貼り出されている。「愛と死の境界線」のほか、中村雅俊氏主演の「黄昏流星群」、志村けん氏がメインMCを務める「くらべる、くらべらー」の撮影が入っていた。スタッフに案内されスタジオに入ると、すでに収録が始まっており、松本明監督のうしろでモニターによる俳優の演技を見せていただいた。今日は、夕日を背景にベッドに横たわる牧橋善作役の寺田農氏に土地家屋調査士西脇ゆう子が事件の真相について語りかけるシーンを主に撮影している。松本監督とタイムキーパーが脚本を見比べながらアングルの調整をしたりして、スタッフに的確な指示を出していく。ひとつのシーンを撮るのに制作、技術、美術等それぞれのスタッフが集まってミーティングやグループ打合せを行い、それを監督に伝え指示を仰ぎ、確認ができるとテストを実施する。その結果を監督とタイムキーパーがモニターを見ながら調整し、これを俳優にも知らせる。本番に入るとまわりの空気が一変して息苦しくなるほどの静寂の中で、各俳優の個性が光る演技が展開されていく。照明、録音、カメラ、小道具係等、スタッフが一体となって作りあげていく過程がとても緻密で繊細な作業の連続であり、監督の頭の中にある映像を垣間見る思いだ。

本日のスタジオロケはセットを作るスタッフも含めて12社100人以上の人が働いているとのことであり、多くの協力があってテレビドラマが制作されていることを実感した。午後になって原作者の小杉健治氏、神奈川会の尾柏会員とも合流し、一緒に黒木瞳さんと脚本家の林誠人氏を紹介していただき、土地家屋調査士について親しく話をすることができた。

今回のテレビドラマ制作にあたり、全国各土地家屋調査士会協力のもと、監督のエープロ・オフィス社長 松本明氏をはじめとし、朝日放送ゼネラルプロデューサー深沢義啓氏、制作者、株式会社 ザ・ワークス 霜田一寿氏、その他多くの関係者に心から感謝と御礼を申し上げます。

テレビドラマ化推進委員長　大星正嗣

土地家屋調査士とマーケティング

1. イントロダクション

・マーケティングの重要性

不動産登記法、土地家屋調査士法も時代の趨勢により様々な法改正が行われてきました。中でもここ10年は、規制緩和政策に伴う法改正により、報酬規定の撤廃、広告規制の緩和、また、土地家屋調査士法人制度の創設、司法制度改革による筆界特定制度、ADR(裁判外紛争解決手続)の創設、電子政府政策によるオンライン登記申請など、外部環境は大きく変化しています。このような時代にあって、将来の土地家屋調査士を頭に描き、体系的に戦略を立て、どういう方向に進むべきかを常に考え、実行に移していくことが重要です。これはただ単に外的環境の変化に対応していくということではなく、私たちの組織全体が顧客(国民)のニーズと欲求を満たすサービスを創造すること、すなわち顧客志向の確立に最大の関心を払わなければならないということです。近年、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など様々な資格専門職においても、マーケティングが欠かせないものであるとの認識が高まってきています。そこで、土地家屋調査士業をマーケティングのコンセプトから再確認することによって、将来の土地家屋調査士を考えるきっかけとなればと思っております。マーケティングの世界的権威であるフィリップ・コトラー教授は「マーケティングとは人間や社会のニーズを見極めてそれに応えること」と述べています。土地家屋調査士も表示に関する登記及び土地の境界に関する専門家として、人間や社会のニーズを見極め、それに応える責務があります。

・マーケティングとは？

マーケティングの起源としては1902年、米ミシガン大学の学報にマーケティングという言葉が用いられたのが、マーケティングが世に出た最初といわれています。日本マーケティング協会の1990年の定義では「マーケティングとは、企業および他の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動である。」と定義されています。

マーケティングとは何かという質問に、広告もしくは販売活動のことをイメージされる方が多いかと思いますが、正しいマーケティング・プログラムでは、宣伝と販売活動は最小限にとどめられ、代わりに専門サービスの内容や価格、提供方法について考えることとなります。経営学の父といわれるP・F・ドラッカーは「マーケティングの目的は販売活動を不要にすること」指摘した上で「顧客を知り尽くし、理解し尽くして、製品やサービスが顧客にぴったりと合うものになり、ひとりでに売れるようにすることである」と述べています。すなわち顧客ニーズを充足する競争力のある製品・サービスを提供するための市場戦略のことをいいます。

・マーケティングの発想(モノからの発想とニーズからの発想)

次の問を考えてください。

問1　あなたは直径3 mmのドリルをホームセンターで買いました。
　　あなたの欲しかったのは、何ですか？

問2　あなたは百貨店1階の化粧品売り場で、有名ブランドの化粧品を買いました。
　　あなたの欲しかったのは、何ですか？

問1はモノから発想するとドリルのような気もしますが、実際に欲しかったのは3 mmの穴であって、ドリルが欲しかったわけではありません。

問2は当然有名ブランドの化粧品が欲しいのではなく、美しさを求めていたのです。

では次に自動車について顧客のニーズから考えてみましょう。自動車には移動手段としてのニーズは間違いなくありますが、潜在的なニーズは単なる移動手段だけではなく、「走るプライベート空間」が欲しいのです。顧客は、商品そのものがほしいわけではなく、それから得られる満足や価値を買うのです。

土地家屋調査士の業務をニーズから発想してみてください。土地家屋調査士は何を売っているので

しょう、また顧客は土地家屋調査士から何を買っているのでしょう。

・販売とマーケティングの違い

販売は作ったものをいかに売るかにあります。売上高重視で、短期的な視点になり、現在目の前にある製品や市場、顧客を重視しがちになります。「今日の糧を得る(収穫)」今日の売上のための活動。

一方マーケティングは売れるものをいかに作るかにあります。企業の成長性や収益性を重視し、利益を上げるための販売量や市場シェアを決め、長期的な視点に立って計画を立てます。具体的には、市場の分析、製品や顧客に対するニーズの創造を重視することとなります。「明日の糧を得る(種まき)」

・マーケティングの役割

1) 市場・需要を創造する

マーケティングには新しい市場・需要を創造する役割があります。例として

・ヤマト運輸の宅配便市場の創造
　1976年　宅急便
・ソニーのヘッドホンステレオ市場の創造
　1979年　ウォークマン
・TOTOの温水洗浄便座市場の創造
　1980年　ウォシュレット
・任天堂の家庭用ゲーム機市場の創造
　1983年　ファミコン
・カシオ計算機のデジタルカメラ市場の創造
　1995年　QV－10
・アップルのデジタル携帯音楽プレーヤー市場の創造
　2001年　iPod

など、今までとは違った価値観から、新しい市場や需要を創造しています。

土地家屋調査士としての新しい市場・需要を創造してみてください。

2) 競争優位を築く

マーケティングには競争優位を築く役割もあります。競争優位とは、多数の商品・サービスの中から自分の商品・サービスを選んでもらうため、他との差別化を図る中で、強みとする部分です。

・ブランド力　液晶テレビはアクオスというブランドイメージを定着させています。
・商品開発力　花王の商品開発研究力は衣類洗剤アタック、化粧品関連の特許出願数に現れています。
・価格競争力　ファーストリテイリング(ユニクロ)の価格競争力
・顧客管理力　カルチュア・コンビニエンス・クラブ（TSUTAYA）の顧客管理力

他にもありますが、競争優位性を築いて他との差別化を図り、顧客の心の中にどう位置づけるかということです。土地家屋調査士の競争優位について考えてみてください。ブランド力は定着していますか。

2. マーケティング戦略の策定

・マーケティング戦略策定のプロセス

マーケティング戦略策定のプロセスのフロー

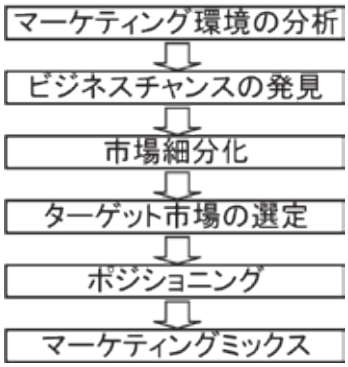

Ⅰ マーケティング環境の分析(マーケティング環境の要素)

1) 一般的環境要因

・政治的要因(法改正、規制、税制　など)
・経済的要因(経済成長率、個人消費、産業構造、為替変動、景気変動　など)
・社会的要因(人口動態、自然環境、ライフスタイル・習慣、交通・治安　など)
・技術的要因(情報技術、通信技術、物流技術　など)

これらの企業等が直接コントロールできないマクロ要因について観察・分析することが重要です。環境要因によって業界全体が大きく変化することがあります。近年の例からいうと、写真業界はデジタルカメラの出現により、フィルムが使われなくなり、

フィルム現像が激減し、街の写真店が一気に少なくなりました。また、レコード業界においてはiPodなどデジタルオーディオプレーヤーの普及により、CDからデジタル配信による音楽ファイルのダウンロードへの変化、アマゾンに代表されるネット通販の普及、You Tubeによるビデオクリップの無料公開などの影響により、従来からのレコード店は1990年代前半ピーク時には3,000店以上ありましたが、現在はピーク時の4分の1の830店にまで減少しています。昨年「HMV渋谷」の閉店が話題となりました。CDレンタル店舗数においても1989年末の6,213店をピークに毎年減少を続け、2010年6月末現在で2,795店と1989年末対比で55.0％減となっています。

2) マーケティングのタスクの環境（直接的な働きかけの対象　市場・顧客）

・購買人口（潜在顧客数、顧客の地域構成）
・購買決定プロセス（購買時に重視する要因、いつ、どこで、どのように購買されるのか）
・購買行動に影響を与える要因（価格、ブランド、信用）
・購買決定者（誰が購買を決定するのか）住宅・自動車の購入など、家庭における大きな買い物の購買決定に対しては、主婦の意見が影響力を持つ場合が多いようです。

Ⅱ ビジネスチャンスの発見

1) マーケティング環境の分析（SWOT分析）

SWOT分析とは内部環境（企業の強み、弱み）外部環境（市場の機会、脅威）といったマーケティング環境を分析する目的で行います。次の例はある外食チェーンをSWOT分析したものです。

ある外食チェーンのSWOT分析

	強み	弱み
内部要因	◎低コストで運営する能力	◎低いブランドイメージ
外部要因	機会	脅威
	◎消費者の健康志向の高まり	◎少子化による市場の縮小

内部要因は強みと弱みに分かれます。
強み：目標達成に貢献する組織（個人）の特質
弱み：目標達成の障害となる組織（個人）の特質

資源（財務・知的財産・立地）、顧客サービス、効率性、競争優位、インフラ、品質、材料、経営管理、価格、輸送時間、コスト、容量、主要顧客との関係、市場における知名度・評判、地域言語の知識、ブランド、企業倫理、環境 など

外部要因は機会と脅威に分かれます。
機会：目標達成に貢献する外部の特質
脅威：目標達成の障害となる外部の特質

政治・法令、市場トレンド、経済状況、株主の期待、科学技術、公衆の期待、競合他社の行為

ある外食チェーンのSWOT分析の結果から、戦略案として、低コストで運営する能力を生かして、別ブランド名（店舗名）で自然食レストランを展開する。というような戦略が考えられます。ポイントとしては、どのように強みを活かすのか。どのように弱みを克服するのか。どのように環境の機会を利用するのか。どのように脅威を取り除く、または脅威から身を守るのか。これらの質問に対する答えを考えることで、ビジネスチャンスの発見や、マーケティング戦略課題が明らかになり、具体的な目標設定や戦略の策定につながります。

土地家屋調査士事務所におけるSWOT分析を行ってみてください。今まで見えていなかったビジネスチャンスや経営課題に気づくことがあるかもしれません。また、是非とも土地家屋調査士のSWOT分析についても考えてみてください。土地家屋調査士は法律に基づく業であるため、一般的環境要因としての政治的要因に大きく影響を受けます。法改正、規制、税制など機会にもなれば、脅威にもなります。顧客（国民）のニーズと欲求を満たすサービスを創造するために、外部環境の機会を捉え、強みを生かし、環境の脅威を回避し、弱みをうち消す「明日の糧を得る（種まき）」ための戦略策定や日調連、政治連盟が行っている外部環境に対するさまざまな働きかけが、これからの土地家屋調査士にとって益々重要な意味を持つことになると思います。

広報員　深見実男（札幌会）

次回はマーケティング戦略の策定、市場細分化からとなります。

土地家屋調査士制度制定60周年記念　埼玉土地家屋調査士会

公開講座「震災等災害対策セミナー」

主催　埼玉土地家屋調査士会
後援　埼玉県　　さいたま市

平成22年11月26日(金)午後１時30分～午後５時
浦和コルソ７階大ホール(埼玉県さいたま市浦和区高砂1-12-1)

宮田埼玉会会長

埼玉土地家屋調査士会の公開講座は毎年開催されており、今回で７回目を迎えました。埼玉会は、土地家屋調査士制度制定60周年を機に社会貢献活動を推進するとして、地震、風水害等災害時の被害のうち、家屋倒壊度の状況調査を中心に、埼玉県及び県下全市町村との防災協定締結に向けて取り組んできましたが、昨年10月、さいたま市と「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」を調印し、埼玉県とも近く締結予定の運びとなりました。災害対策をテーマに開催された今回のセミナーは、このことと土地家屋調査士制度制定60周年を記念して開催されました。

開会にあたり、埼玉土地家屋調査士会 宮田精一会長が、土地家屋調査士制度制定60周年を契機にこれを初年度として土地家屋調査士の専門性を生かした社会貢献を今後も続けて行きたいと挨拶されました。さいたま市に続き、埼玉会は全県下の市町村との協定締結に邁進しており、最近では本年２月２日、所沢市と調印がされております。

第１部　基調講演「地震時の木造住宅と室内家具の安全性について」

埼玉大学地圏科学研究センター長　川上英二教授

日本の大地震において建物倒壊と火災延焼がもっとも多くの人命を奪っています。阪神・淡路大震災以来、既存家屋の耐震化の必要性が叫ばれていますが、なかなか進んでいない状況にあります。事実、2007年の新潟県中越沖地震でも、多くの建物が倒壊しています。川上教授は講演の中で建物倒壊のメカニズムを解説しつつ、中越沖地震の被害状況の写真を何点も示され、このことを訴えられました。

埼玉大学地圏科学研究センター長　川上英二氏

この状況を打開、耐震化を促進するために、川上教授は、地震時に建物がどのように壊れるのか、防止にはどの部分をどのように補強すればよいか、コンピュータシミュレーションで視覚的に明らかにする手法を確立しました。それが「木造家屋の崩壊解析耐震診断法」です。具体的には、設計図などから建物の躯体をバーチャル空間上に構築し、これに実際の地震波と同じ揺れを与えて弱い箇所を発見し、続いて補強を施した状態で同様に「揺れ」を与え検証する、という方法で、数字の羅列より3次元アニメ動画で倒壊の模様を目の当たりにすると、実にわかりやすく、この耐震診断は、効率的な補強を低廉に解析できる経済性と、防災に対する啓蒙も兼ねているものだと感じました。また並行して地震時の家具の安全性(転倒・滑動)を解析するシステムも開発されており、そのデモも示されました。

震度７は震度６弱の２倍の揺れ幅(振幅)だそうです。地震災害が起きたときに自己の被害を最小限に留め、早期に土地家屋調査士としての活動を再開するための備えとして、耐震補強と家具の固定が不可欠とあらためて思いました。

※地圏科学とは、大地の自然と調和した社会のあり方を考え、それを支える技術を研究する学問を指します。

第２部　「震災復興における専門家の役割 ～敷地境界の問題を中心として～」

日本土地家屋調査士会連合会　松岡直武会長

松岡連合会会長

阪神・淡路大震災は超過密都市を襲った大災害です。死者6,434名、避難者32万人を数え、建物の被害は全壊から一部損壊までで含め63万4千棟に及びました。松岡連合会会長はこの大震災の被災体験を交え、災害時から復興時にわたる土地の境界の問題を中心に講演されました。

こと地震という災害では、地殻変動による地表面の移動、火災による建物敷地の混乱、建物の解体撤去の際の境界標の亡失が境界の混乱を引き起こします。復興のための建築・土木工事の第1歩として土地の境界の画定を行い、緊急性を要するこの作業に官民を挙げて取組む一方、阪神・淡路大震災では土地家屋調査士はじめ、司法書士、弁護士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、建築士などの専門家団体が結集して「阪神・淡路まちづくり支援機構」を立ち上げ、被災現地相談、境界の復元、専門家派遣等の活動を行い復興に協力してきました。

「災害は忘れる間もなくやってくる」「備えあれば憂い少なし」――災害に備えて、平時にできることはなにか。土地境界に関しては、官民境界と民民境界のいずれにしろ、街区基準点などの公共の基準点を整備していくこと、測量図、地積測量図など良質の資料を作成し保管しておくこと、そして何よりも境界標を設置しておくことなどが重要になります。また、まちづくり支援機構などの組織作りと、被災者と支援者、行政と地域等わけても専門家の組織それぞれが役割分担し、連携してまちづくりに励んでいくことが必要です――。

松岡会長はこのように語られた後、災害ボランティアへの参加を奨励されました。人助けはもとより、ボランティアを体験しておくことは有事の心構えという備えになると話され、最後に「土地家屋調査士のスローガンですが、震災の折に実感しました。」として「杭を残して悔いを残さず」の言葉と「有事の備えは平時から」の言葉を来場者に贈り、講演を締めくくられました。

第３部　「防災シンポジウム」防災対策の活動報告等

「防災、あるいは災害対策とは」をテーマにパネルディスカッションが行われました。コーディネーターは佐藤忠治埼玉会副会長、パネラーは次の方々でした。（着席順）

日本土地家屋調査士会連合会　松岡直武会長
埼玉大学地圏科学研究センター長　川上英二教授
坂戸市自主防災組織連絡協議会　三島康弘会長
埼玉県危機管理防災部消防防災課　細野　彰主査
埼玉県危機管理防災部消防防災課　梅澤寛史主任
さいたま市危機管理部防災課防災企画係　小田嶋　哲係長
さいたま市危機管理部防災課防災企画係　斉藤　守主任
埼玉土地家屋調査士会　宮田精一会長

昨今の防災対策は、災害に対する対症療法的なものから、災害を想定し、被害の最小化、減災につながる「まちづくり」を推進する「事前復興」という考えが取り入れられています。地域の住民が自治体、そ

して大学等の研究者と協力してまちづくりのグランドデザインに参加する点が特徴で、地域の力、住民の力を防災に生かすものといってもいいでしょう。このパネルディスカッションでも、自分の身は自分で守る「自助」、自分だけではできないことを周囲や地域と協力して行う「共助」、個人や周囲、地域ではできないことについて公共が行う「公助」という事前復興のキーワードを軸に、それぞれの立場からの発言、報告がありました。

鶴舞自治会において、防災まちづくり大賞の総務大臣賞を受賞した、三島康弘坂戸市自主防災組織連絡協議会会長が地域の実践の現場から「自助」と「共助」を中心としたさまざまな取組みを語られたのを皮切りに、埼玉県、さいたま市の担当の方々からは「公助」、すなわち行政だからこそできる地域へのサポートとして、避難場所整備や食料備蓄などの災害対策や、自助促進の施策など公共の取組みが報告されました。松岡連合会会長は阪神・淡路大震災発生時の自身の体験を話され、高層マンション等の住環境や被災後の時系列を想定した普段からの備えについて、また地域の共助や心のケアの重要性を強調されました。宮田埼玉会会長は地域の事情に精通した土地家屋調査士の専門性を生かした社会貢献を検討する中で、今回の協定締結に至った経緯を説明するとともに、今後、全県下の市町村と防災協定を締結、災害時の復興に貢献して行きたいと決意を表明されました。

最後に川上教授が松岡会長の「備えあれば憂い少なし」の言葉を引用され、質、量ともに正確な共通の認識と情報の共有を行い、想定されるすべてに備えて、少しでも憂いを少なくしたいと総括され、ほぼ定刻どおりに公開セミナーは閉幕となりました。

土地家屋調査士として、災害に対してどんな「備え」ができるのか。自助の部分では自らの安全の確保はもとより、早期に事務所機能を回復させるために事務所の耐震化、家具、機器の固定などの対策、会としては支援や復興への協力活動ができるよう、会組織や機能存続への仕組みの確立、共助については、会員の安否確認手段や連絡網の整備、被災した会員への支援活動等の互助、公助としては復興にかかる防災協定の締結を通して、家屋倒壊調査への協力、土地境界の復元、被災現地相談の実施、さらには事前復興の「まちづくり」への参加、官民境界への境界標設置、地籍調査への参画等々…。おおいに考えさせられ、記者にとってもたいへん示唆に富んだ公開講座でした。

連合会広報部

当日会場脇の小ホールでは、埼玉会の写真コンクールが開催され、多くの見学者が会員の作品に見入っていました。見学者の投票で選ばれた優秀作品は、埼玉会会報誌「彩の国」の表紙を飾る予定とのことでした。

兵庫会　「土地家屋調査士制度発足60周年記念シンポジウム めざせ地図づくり～境界トラブルのない社会をめざして～」

兵庫県土地家屋調査士会　社会事業部副部長　　中井　富子

日時　平成22年12月4日
会場　西山記念会館（神戸市中央区）　12：00開場、13：00開演、16：30閉会

兵庫会は、本年度の特別事業といたしまして、土地家屋調査士制度発足60周年、表示登記制度創設50周年及び阪神・淡路大震災15年の区切りの年にあたり、広く県民の皆様に土地家屋調査士の制度や業務に対する認識を深めていただくため、シンポジウムを開催いたしました。

第一部　特別講演会
「私の役者人生」 俳優　笹野高史氏
（13：15～14：30）

自由劇場「上海バンスキング」のバクマツ役をはじめ、映画・舞台・歌舞伎など幅広い活躍を見せ続ける俳優、笹野高史氏に講演していただきました。

第二部　パネルディスカッション
「震災に学ぶ境界の重要性、地図の必要性」
（14：40～16：20）

パネリスト

神戸地方法務局　首席登記官　　吉武丈治氏
西宮市殿山町3番地区土地境界問題協議会代表　　家根秀夫氏
神戸市北区鈴蘭台東町3丁目、4丁目自治会長　　岡田豊三氏
財団法人神戸市都市整備公社常務理事
すまい・まちづくり本部 こうべまちづくりセンター長　　中山久憲氏
阪神・淡路まちづくり支援機構　事務局長　　津久井進氏
兵庫県土地家屋調査士会会員　　安崎義清氏

兵庫県土地家屋調査士会会員　　高橋　了氏

コーディネーター

兵庫県土地家屋調査士会会員　　三嶋裕之氏

実際に土地問題を解決した地元の地権者の方に出席いただき、行政側が何ができたか、専門家が何ができたか、そしてこれから何が必要か、といったことをテーマにリレートーク形式で行いました。

たくさんの貴重なお話を伺いました。ここでは、シンポジウムの趣旨に基づき、境界の重要性、地図の必要性、専門家の必要性、または専門家が役に立った部分の要旨を報告させていただきます。

中山　神戸市兵庫区湊川町も被害は大きかったが、被災面積が5ha以下であったため、復興のまちづくりは、被災住民自身が主体となって進めなければならなかった。

まちづくりを個人の権利に関わる部分との調整をすることとすれば、地域内にある多様な権利の関係を調整できなければ、まちづくりに到達できないことになる。そのために、様々な分野の専門家の派遣が欠かせない。建築や土木コンサルタンツのほかに、行政側による弁護士や土地家屋調査士あるいは税理士などの専門家に相談できるような専門家派遣の支援体制の確立が必要である。

家根　西宮市殿山町3番地区は、阪神大震災で起きた地殻変動により、地滑りが発生し大きな被害を受けた。

市の道路台帳と筆界が大きく移動しており、市から「震災前の道路台帳どおり元に戻すよう」通達があり、関係する土地の数は31筆あった。土地家屋調査士が全体を測量し、個々にどの様な解決方法が良いのか検討の上、西宮市と協議した結果は、住民のほとんどが、現況構造物での境界線を望んでいるならば、その方向で進める。ただし、「測量図を法務局に備え付けすること」という条件付だった。

報告　家根氏

全体測量した結果で、面積が登記簿の地積と相違することになり、住民に理解を得る事や、それらの清算方法について税務上の問題点等も考慮しながら進めて行かなくてはならず、専門家の活躍が重要であった。

津久井　阪神・淡路まちづくり支援機構は、兵庫県弁護士会のメンバーの他、大阪弁護士会、近畿税理士会、社団法人日本不動産鑑定協会近畿地域連絡協議会、近畿司法書士会連合会、社団法人日本建築家協会近畿支部、近畿建築士会協議会、建築士事務所協会近畿ブロック協議会、それと、土地家屋調査士近畿ブロック協議会の6士業、9団体で構成されているNPOで、いろいろな職種が集まってワンストップで災害復興に立ち向かう横断的な連携組織です。

それぞれの職能の果たした役割、マンションの建て替えを例に取れば、区分所有法では、建物の価格の2分の1を超えるかどうかが重大なポイントです。鑑定するのが不動産鑑定士の役割。損壊状況を調査したり、具体的な建築計画を立てたりする役目は建築士。合意形成の過程で難しい法律解釈は、弁護士がその説明や指導をします。建替組合の規約や議事録の作成は司法書士。金銭的な清算問題は、税理士が行います。そして、建て替え計画の実施直後から最終的な表示登記に至るまで土地家屋調査士の関わりなくして事業は進みません。

土地家屋調査士が果たした役割は、先ほどお話のあった西宮市殿山町の境界の確定や測量、土地の境界の相談、建物の滅失等の登記相談もあります。また、災害に伴う境界問題については、境界問題相談センターも果たす役割は大きいと思います。

こうして、職域を越えた専門職能の連携ができるようになったことは、震災復興の貴重な教訓だと思っています。

安崎　震災後における復旧、復興には最初に土地の境界確認作業が必要であったため、境界が不明であれば、道路の復旧工事、ライフラインなどの復旧、各建物の再建工事にも着手できないことにな

り、急を要しました。道路復旧工事の中には越境しないように若干控えて道路側溝を施工する等といったことも聞いたことがあります。地図も数値データをしっかり管理できるものが望ましいです。

吉武　神戸地方法務局が取り組んでいる境界に関することとしては、筆界特定制度及び登記所備付地図の作成があげられます。

●筆界特定制度

①隣人を訴える必要がなく、迅速に公の判断が得られ、②証拠収集の負担が軽減され、③外部の専門家が関与し、④当事者の意見を聴く機会が与えられるという手続保障が与えられるといった観点から、平成15年6月に政府の方針として、内閣に設置された都市再生本部から示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」において、「法務局が境界の確定等に地籍調査素図を迅速に正式な地図とするための法整備を行う」とされたことを受け、筆界をめぐる紛争の予防と早期解決を図るため、筆界特定制度を導入することとされ、平成17年4月に不動産登記法等が一部改正されました。筆界特定制度は、この改正不動産登記法の施行日である平成18年1月20日から実施されているもので、施行日から本年9月末までの全国で約12,250件の申請がされています。そのうち、約6,070件が筆界特定され、取下などを含めて約10,310件が終了しています。

●登記所備付地図の作成

法務局において、土地の一筆ごとの筆界を確認し、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成する作業を行っており、この作業を不動産登記法第14条第1項地図の作成作業と呼んでいます。この地図は、国家基準点に基づいた測量により作成されますので、土地の位置、区画を正確に特定することができるため、境界に関する争いを未然に防ぐことができます。また、将来、境界標がなくなるなどして、土地の境界が分からなくなっても、地図に基づいてその位置を復元することができます。この地図作成作業は、地図と現地の位置・形状が必ずしも一致しない地域の多い人口の密集地から優先的に平成18年度から実施しており、これまでに、神戸市北区鈴蘭台北町の全域、同東町の1丁目から4丁目、西宮市六軒町を実施しています。

今年度は、神戸市北区鈴蘭台東町5丁目から9丁目を、約1,400筆、約1,200名の土地所有者の方の御協力のもと、筆界の確認をすべての土地と土地との間で行って、筆界標識を埋設し、測量を行っております。

（報告者　吉武丈治首席登記官）

岡田　昨年度、法務局より地図を作成したいとの説明がありました。地図を作成する理由は、法務局の地図が明治時代に作成されたもので、これらの地図は精度も低く、その上長い年月の経過により、土地によっては、地図と現地の位置や形状が必ずしも一致しないものがあって、土地や建物の売買などの不動産取引あるいは不動産の表示に関する登記申請等に支障を生じており、土地の一筆ごとの筆界を確認し、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作るのが目的であるとの説明を受けました。

鈴蘭台の土地は、境界のトラブルも聞かないし、最初法務局の説明を聞いても、何が問題になっているか分かりませんでしたが、境界のトラブルが無い間は気にせず生活できますが、所有者が、次の代、その次の代へと代わっていく中で、境界トラブルがおきないとは限らないと思いました。

高橋　行政側は地図が悪いまたは境界が明確でないといった重要性または必要性があって、ある程度の予算のもと、地図作成を行うわけですが、それを一般県民に理解していただくことがなかなか難しい。個別訪問し境界確認業務を行う事に、年々困難さが増しており、こういった境界の重要性を訴える機会を多くすることが、土地家屋調査士としても土地家屋調査士会としても重要なことだと思います。

司会　震災の経験から境界の重要性を感じ、その境界がわかる地図の必要性を、これからも土地家屋調査士は訴えて行きます。

会場の1階ロビーを利用し、協賛団体の展示・相談コーナーを12時00分～16時20分まで開設いたしました。

今回、初の試みで手話による同時通訳が行われました。シンポジウムのオープニングから最後の閉会の挨拶まで全て完全通訳されました。難しい法律用語が多くあったので通訳の方々においては大変苦労したのではと想像しますが、障害者にもバリアフリーなシンポジウムとなりました。

シンポジウムのタイトルに象徴しておりますように、昨今、土地境界に係るさまざまなトラブルが社会において数多く発生しております。私たち土地家屋調査士は、これら土地の境界に関する問題を解消し、安心なまちづくりを目指し、社会に貢献していかなければならないことを改めて感じました。

ブース番号	内　　容	出展団体
1	境界問題相談センターひょうごの活動紹介	境界問題相談センターひょうご
2	兵庫県弁護士会の活動紹介	兵庫県弁護士会
3	兵庫県司法書士会の活動紹介	兵庫県司法書士会
4	兵庫県土地家屋調査士会60年の歩み	兵庫県土地家屋調査士会
5	阪神・淡路まちづくり支援機構の活動紹介	阪神・淡路まちづくり支援機構
6	土地家屋調査士制度PR	兵庫県土地家屋調査士会広報部
7	不動産登記法第14条第1項地図作成作業について	兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
8	阪神・淡路大震災からの復興	兵庫県土地家屋調査士会
9	地理空間情報共有にかかる活動報告	兵庫県土地家屋調査士会情報管理委員会
10	兵庫県土地家屋調査士会が行う社会貢献活動	兵庫県土地家屋調査士会社会事業部

LOOK NOW

カンボジア司法省・国土管理都市計画建設省の高官が来日

2011年2月9日(水)、日本司法書士会連合会(以下、日司連という。)において、カンボジア法整備支援研修が開催された。カンボジア王国の政府高官14名、JICA関係者10名、取材記者1名を入れて総勢25名の視察団が一堂に会して、研修、意見交換の場が設定され、日本土地家屋調査士会連合会(以下、日調連という。)から役員5名がオブザーバーで出席した。

日司連細田会長の歓迎の挨拶のあと、カンボジア司法省次官のチャン・ソティアヴイ氏が、午前中の東京法務局視察に続いての研修に対し「今後カンボジアをより高い法治国家として整備していくため、日本の登記制度を学び生かしていきたい。」との要望に対し快く受け入れていただいたことに感謝とお礼の言葉が述べられた。

研修に入り、日司連国際交流室員3名が講師となり「日本における銀行融資と抵当権設定手続について」「日本における不動産登記簿の変遷について」「日本における登記事務のコンピューター化とオンライン申請の状況」をテーマとした報告を行った。日調連からは、不動産登記制度は土地家屋調査士と司法書士が支えているという仕組みについて説明した後、土地家屋調査士が社会に果たす役割について説明した。

韓国から日本の地籍調査事業視察で来日

2011年2月15日(火)から17日(木)にかけて、大韓地籍公社から地籍先進化部で技術士の鄭承容(ジョンスンヨン)氏、同じく企画調整室の権日赫(コンイルヒョク)氏・ソウル市立大学空間情報工学科高俊煥(ゴジュンファン)教授、同じく崔允秀(チェユンス)教授の4名が日本の地籍調査事業の現状を視察するため来日した。

2月15日(火)

社団法人全国測量設計業協会連合会(以下、全測連という。)において、本島会長をはじめ担当役員に出席いただき、宮﨑業務部長の進行で行われた。

最初に本島会長の挨拶があり、その中で日本の伊能忠敬の日本測量と同時期に韓国のキム・ジョンホという方が朝鮮半島の地図を作成しており、今年9月に記念式典が予定されているという情報を得て、日本から是非参加したいと申し出た。その後担当役員から、全測連の概要、平成23年度国土調査関係予算概算決定の概要、入札方式、防災及び環境GISに関する研究、全測連CPD等の説明があり、質疑応答では、地籍調査事業(街区調査、街区基準点等)で測量業界の役割、街区基準点成果の活用などについて活発な意見交換があった。

2月16日(水)

墨田区で地籍調査事業を実施していることから、現地視察も含めて区役所を訪問。ここでは区役所担当職員をはじめ、墨田区地籍調査責任者で社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会所属の三嶋氏、日本土地家屋調査士会連合会理事の瀧下氏と土

地家屋調査士で区議会議員の沖山氏等の関係者に対応していただき、多くの資料提供を受けた。

自己紹介のあと、都市整備部土木管理課主事の斉藤氏から都市再生地籍事業における都市部の地籍調査について、地籍活用GIS推進事業について、平成14年度完了報告書をもとに報告を行った。次に三嶋氏が地元墨田区の向島地区(北部)と本所地区(南部)の地域慣習を交えながら具体的な地籍調査事業について説明をした。そのあとの質疑応答では多くの質問が出され、課題の大部分が韓国と共通していることが明らかになり、説明している三嶋氏に対し「韓国に招待するので情報交換をさせてほしい」旨の申し入れまであった。意見交換終了後、向島の現地視察となり、実際に三嶋氏が現地で地権者と立会い協議しているところを視察した。

鄭氏、高氏、松岡会長、崔氏、大星副会長、権氏

午後から日本土地家屋調査士会連合会に移動し、表示に関する登記について審査の事務作業工程を建物表題登記の事例で報告。更に土地の分筆登記の業務受託から登記完了までの流れを説明した上、土地家屋調査士資格制度の変遷、日本における筆界特定制度の仕組みや土地家屋調査士会ADR等の現状について説明を行った。質疑応答に入り、松岡会長も合流し、地籍調査事業推進と土地家屋調査士の役割、境界紛争に対する処理機関としての筆界特定制度や土地家屋調査士会ADR等と韓国の地方自治体で組織されている紛争解決のための地籍委員会との比較等で鋭い質問が多く出された。韓国では現在地籍調査実施計画を策定するため学識者、官庁あげて研究しており、その一環として日本の制度を参考にしたいと締めくくった。

2月17日(木)

当日は理事会のため同行できなかったので、韓国が事前に申し入れた課題のみ記載する。

(1)全国国土調査協会

地籍調査事業と成果検定の意義と効果、地籍調査成果検定プロセス、地籍調査と自治団体公務員の専門性、作業規程準則解説

(2)国土交通省土地・水資源局国土調査課

日本の国土調査事業の進捗現況、都市再生事業と地籍調査、地籍関連法律運用、街区基準点成果の活用

副会長　大星正嗣

ADR法の認証取得への取組み
―利用者のためのセンターをめざして―

香川県土地家屋調査士会

「境界問題相談センターかがわ」は、昨年10月25日付けで、ADR法による大臣認証を受けました。土地家屋調査士会ADRとしては、全国で12番目の認証ADR機関となります。当会が認証を取得したことにより、四国のすべてのセンターが認証を取得したことになります。これを機会に、利用者のためのセンターを目指し、一丸となってがんばっていきたいと感じています。

1．境界問題相談センターかがわの認証取得

香川会では、平成18年10月1日にセンターを設置しました。ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)が制定されたのは、平成18年6月でしたので、境界問題相談センターかがわの規則は、認証を取得することを予定したものではありませんでした。そのため、認証基準を満たす規則に変更しなければなりませんでした。

平成20年度の定時総会での決議を経て、認証の取得に取り組むこととなりました。認証取得の申請は、単に申請書類を作成し提出すればよいというものではなく、認証基準を満たす規則を備えて、それに基づき運営されていなければなりませんので、センターの運営の方法自体を認証基準に合致したものにしなければなりません。委員会では、運営方法も含めた議論をしてきました。

平成21年6月に連合会による事前の協議を経て、同年8月に法務省司法法制部の事前相談に臨みました。修正事項をいくつか指摘されましたが、それほど本質的な質問をされず、肩すかしにあった感じでした。修正は電子メールでやりとりしました。その後、平成22年5月に申請しましたが、当会では、理事会を開催し新規則が施行された後の申請としました。それは、認証基準を満たす規則で運営されているセンターを現地調査(ヒアリング)してもらう必要があると考えたからです。平成22年7月1日に現地調査があり、いくつかの指摘を受けました。質問の内容はあらかじめ知らされていませんでしたが(最近、認証申請する団体は質問の内容を知らされていないようです。)、心配していたほどではありませんでした。そして、無事、平成22年10月25日付けで認証(解決サポート第82号)を取得しました。

認証通知書

法務大臣　柳田 稔

認証通知書

2．法務省との協議

ADR法の認証基準は、公平性・透明性等の利用者目線の、センターとして当然満たしておくべき基準がほとんどだと思います。とはいえ、やはり、各センターの独自の規則、システム、こだわりがあるでしょうから、一定の取得の難しさを伴うことになります。

当会の場合もやはり、認証を取得する直前になって、法務省(大臣官房司法法制部審査監督課)との意見の食い違いがありました。当初、法務省の担当者レベルでは、「良し」として進めてきたもののうち、大臣官房司法法制部審査監督課としての最終判断の段階で、「再考」となったものがあります。それは、不当な影響の排除(ADR法第6条第4号基準)に関することです。

不当な影響の排除とは、申請者(土地家屋調査士会、会長、役員等)が調停委員会に対し不当な圧力

をかけない、という基準ですが、当初から、法務省に対して、そのような規則を設けることに、当会としては反対していました。私達は、そのようなことを規則に定めなければならないような団体ではないという自負もあります。また、このような規則を定めなければ公平性が維持できない団体と利用者に受け取られかねないとも考えました。再三の協議の結果、誓約書とマニュアルで対応し、その規則は置かないこととしました(今の法務省大臣官房司法法制部の体制になって、この規定を置かなかったのは土地家屋調査士会では香川会だけだそうです。とはいえ、このADR法第6条第4号基準は規則を設けることを義務付けるものではなく、措置を講ずることを義務付ける基準なのです。)。

さらに、情報の公開(ADR法第6条第14号基準)についても意見の食い違いがありました。通常、センターの規則では、「当該案件の具体的内容を特定しない方法で使用する場合かつ当事者双方から開示することの同意を得た場合」に、研修等で使用することができる規定になっていると思います。この場合の「同意」とは、個人情報保護の観点で考えた場合、使用する都度の個別具体的同意でなければなりません。つまり、当会では、事前の包括的な同意によってだけでは、情報を使用し、公表できるものではないと考えたのです。ところがそうだとすると、何十年経っても、都度の同意が必要になります。そこで、当センターの規則では、「当該案件の具体的内容を特定しない方法で使用する場合又は当事者双方から開示することの同意を得た場合」に使用することができるとし、「当該案件の具体的内容を特定しない方法で使用する場合」と「当事者双方から開示することの同意を得た場合」の2つの情報の使用・公表の方法があるとしたのです。法務省との協議の結果、運用は、マニュアルで対応することとし、規則の趣旨は理解していただきました。このように、独自性のあるセンターとして認証を取得しました。

3. これまでのセンターの振り返り

認証取得を機会に、これまでのセンターの振り返りをしてみたいと思います。当会の場合も、やはり、センターの事件数は非常に少ないのが現状です。問合せ件数は、設置時には、45件程ありましたが(これは半年分の件数なので、実質は90件程ということになります。)、最近は、30件程になっています。また、これまでにセンターで成立した調停は、今年で5年目となりましたが、1件のみです。せっかく設置したセンターも利用されなければ意味がありません。

他士業でもADR機関が設置されていますが、成功のカギは会員による持ち込みの件数にあるようです。岡山弁護士会も成功した機関のひとつですが(連合会報11月号に掲載。)、会員事務所が窓口となっており、1年間に120件程の調停が申立てられているようです。他士業の機関と単純には比較はできないかもしれませんが、3日に1回調停が申し立てられるという利用件数は、地方としては驚くべきことだと思います。

次の円グラフは境界問題相談センターかがわの利用のきっかけを表したものです。弁護士会・法テラスからの紹介、役所でパンフレットを見た方からの問合せが多くなっています。しかし、やはり、会員のみなさんに利用・紹介いただくのが一番大切なことだと考えています。どうか、全国の会員のみなさま、地元のセンターのご支援をよろしくお願いいたします。

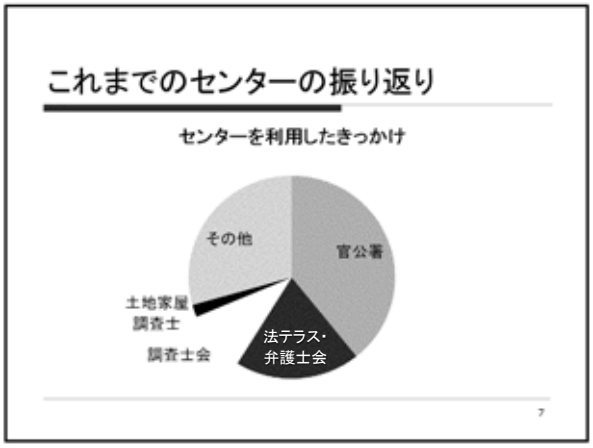

4. 最後に

このように、認証を取得できたのは、委員のみなさんの努力は勿論ですが、学術顧問の草鹿晋一先生(現、京都産業大学準教授)のご協力のおかげでもあります。その他関係各位、四国ブロック協議会担当者の方々に感謝の意を表したいと思います。

＜(旧)認証取得準備委員会委員＞

横井靖司、岩野　哲、久保利司、河野隆弘、
大西一正、大西智仁

＜運営委員会委員＞

藤原久司、多田　努、大久保秀朋

(文責：ADR委員会委員長　横井靖司)

事務局紹介 Vol.22

福井県土地家屋調査士会事務局

「福井県」はあまり知られていない県のひとつではないかと思います。他県の人と話をすると、「能登半島ってきれいなところですね！」とか、「新潟の横だね？」いうような言葉がかえってきます。また、「原発があって怖くない？」とか「あれ？県の名前なんだっけ？自殺の名所があるんだよね」など後ろ向きな発言があり戸惑ったこともありました。

今年は幸か不幸か、大雪のため全国ニュースでもかなりPRをしていただきました。

しかし、福井県にはすばらしいことが数多くあり、誇りに思っています。

住みやすさランキングはトップクラス。小中学校の学力テストも全国トップクラス。新潟のコシヒカリは有名ですが、コシヒカリを開発したのは福井ですし、眼鏡のフレーム全国生産も1位。人口割合における社長輩出も全国1位。おいしいものは、辛い大根おろしが入った越前そばに越前ガニ。ソースかつ丼に若狭ふぐやサバ。このように「ひとづくり」、「ものづくり」に長(た)け、おいしいものが揃った県が福井県です。

県全体の地形は大変ユニークで、「象」に似ているところから、地元のBCリーグは「ミラクル エレファンツ」と命名されています。住んでみると大変静かで「住みやすい」ところです。

福井会の事務局会館は、福井市の中心から少し南に位置した閑静なところにあります。平成6年5月に購入したもので、福井県司法書士会と共同所有の3階建ての建物です。

会員数は157名と少ないのですが、研修や無料登記相談をはじめ、目いっぱいの事業を実施しています。熱意のある会員が多く、オンライン申請率や認定土地家屋調査士率はトップクラスです。

ただ、福井会最大の悩みの種は「財政のやりくり」です。土地家屋調査士業務が減少傾向にある中で、大きな会と同等の事業を実施することが難しくなってきているため、事業計画及び予算の検討を行い「事業仕分け」に取り組んでいます。

事務局は、7年間勤務の川口と昨年4月から勤務の宮越の2名で運営に当たっていますが、会の運営がよりスムーズに行えるように日々、悪戦苦闘しています。

役員の方の負担を考慮し、メールでの“会話”を多くして、電話連絡は極力朝夕に限定しています。

また、どんどん多様化していく事務局業務に対応するため「業務仕様書」(月毎)らしきものを作成し、必要事項・改定事項を都度更新するように心掛けています。定例的な業務については先取りして対応していますが、時々つまずいてパニックになることがあります。

最近の土地家屋調査士業務は複雑多様化し、責任だけは大きくなる一方で、自由競争という名の荒波にさらされています。どの専門資格者団体でも同じような変化が顕著になってきているようでありますが、事務局でもその影響が感じられます。会員、役員とのコミュニケーションや事務局の舵取りに不安を抱きながらも毎日奮闘しています。

福井県土地家屋調査士会連絡先
〒918-8112
福井県福井市下馬2丁目314番地
TEL：0776-33-2770　FAX：0776-33-2788
URL：http://www8.ocn.ne.jp/~ftk/
MAIL：ftk@quartz.ocn.ne.jp

高知県土地家屋調査士会事務局

高知県は四国の南にあり、東西に長く広がった海岸線には黒潮の流れる太平洋から豊かな恵みを受け、カツオ等の魚介類は郷土料理には欠かせないものとなっています。北は四国山地に囲まれ、そこから流れ出す四万十川、仁淀川等の清流が多く、数多くの生き物たちのすみかとなっています。森林面積が県土の84％を占める日本一の森林県でもあり、山の幸にも恵まれています。

その県都である高知市に高知県土地家屋調査士会館はあります。現会館はそれまでの司法書士会との合同会館から平成11年に新築・移転し、鉄骨造3階建延べ床面積546.44 m^2の土地家屋調査士会単独の会館となりました。JR高知駅から1.9 km、最寄駅はJR円行寺口駅で徒歩8分、旧高知地方法務局(2月14日に高知駅前に移転)までは徒歩4分の位置にあります。

高知会キャラクター
登記くん

©村岡マサヒロ

昨年は大河ドラマ『龍馬伝』で高知県は大いに盛り上がりました。この誌面をご覧になられている方々の中にもお越しくださった方はいらっしゃるのではないでしょうか？その坂本龍馬の生誕地(高知市上町)へも徒歩8分程で行くことができます。

現在、会員数は128名(法人会員はありません)、6支部で構成されていますが、本年4月から、県東部の阪神タイガースのキャンプ地や岩崎弥太郎の生誕地で知られる安芸市を中心とする安芸支部(4名)と隣接する香美南国支部(15名)が合併することになり、5支部となります。平成22年度の予算は約4,562万円で運営されています。

平成18年に境界ADRセンター設立のため、倉庫として使っていた部屋を改装し、事務室や面談室等を構えました。1階は、駐車場と公嘱協会の地図整備作業事務室、2階は、事務局と小会議室、資料室、3階は研修会や理事会等を行う大会議室と境界ADRセンターの事務室、解決手続室となっています。

昨年から事務局長に就任した南部職員を中心に、山﨑職員、粂田職員の3名で土地家屋調査士会と土地家屋調査士協会､政治連盟の事務を行っています。

粂田職員　　南部職員　　山﨑職員

正面玄関

3階会議室

高知県土地家屋調査士会館　外観

高知県土地家屋調査士会連絡先
〒780-0928
高知県高知市越前町二丁目7番11号
TEL：088-825-3132　FAX：088-873-3018
URL：http://www.k-chosashi.or.jp
MAIL：honkai@k-chosashi.or.jp

会長レポート

1月17日～2月15日

Report

1月17日

日本司法書士会連合会　新年賀詞交歓会

夕刻から都内のホテルで日本司法書士会連合会ほか日司連関連団体の共催による新年賀詞交歓会が開催され招待いただき出席。細田長司会長ほか役員の皆さんや国会・政府・学術団体等から出席の皆さんと懇談させていただいた。

18日

平成23年度土地家屋調査士試験委員打合せ

日本不動産鑑定協会新年賀詞交換会

午後から会館内で打合せ会議中の土地家屋調査士試験委員の皆さんに挨拶。土地家屋調査士の業務環境、将来の土地家屋調査士への期待等を少しの時間、お話させていただいた。

夕刻から都内の名園八芳園で開催された日本不動産鑑定協会（神戸冨吉会長）の新年賀詞交換会に出席。神戸会長、横須賀博・名誉会長ほかの皆さんに新年のあいさつ。

19日

日本加除出版社　尾中社長

午前　地籍問題研究会の事務局を引き受けていただいている日本加除出版社から尾中哲夫社長はじめ幹部役員の皆さんがお見えになり新年の挨拶をさせていただく。法律関係の出版界の近況などを教えていただいた。同社はこれまで家族法関係の図書を数多く出版されているが、近年になって地籍関係の出版物も多数発刊されていることから、この分野についても意見交換させていただいた。

20日

東京会新春交礼会

田野瀬良太郎議員国政報告会

午後　会館近くの東京ドームホテルで開催中の東京土地家屋調査士会（竹内八十二会長）の新春交礼会に招待いただき出席。来賓として東京法務局・吉崎千恭民事行政部長、公明党の山口那津男代表はじめ国会・都議会の先生方も多数お見えになっておられ、挨拶させていただく。

夕刻から赤坂のホテルで「衆議院議員 田野瀬良太郎君と明日の日本を語る会」が開催され志野副会長、瀬口専務理事と一緒に出席し勉強。

21日

日本ADR協会シンポジウム

全国測量設計業協会連合会新年賀詞交歓会

午後から八丁堀の商事法務研究会会議室で一般財団法人日本ADR協会（道垣内正人会長）の主催する講演会とパネルディスカッションが開催され拝聴。

「認証ADRの現状と課題」と題して法務省大臣官房司法法制部・髙松宏之参事官が、また「日本のADRとその将来」をテーマに京都大学・谷口安平名誉教授がそれぞれ講演された。また、パネルディスカッションは髙松参事官のほか公益社団法人総合紛争解決センター・小原正敏弁護士、事業再生実務家協会から松嶋英機・代表理事ほかの皆さんからADRの現場からの現状と課題についてそれぞれ報告の後討論があり、勉強させていただいた。志野副会長、小林庄次・日調連ADRセンター長、西田寛委員、東京会ADRセンター委員の皆さんが同席。

その後、霞ヶ関ビル内の東海大学校友会館に移動し、全国測量設計業協会連合会の新年賀詞交歓会に出席。本島庸介・全測連会長はじめ協会役員の皆さんや来賓として出席されていた国土地理院の岡本博院長ほかの皆さんに挨拶させていただいた。

22日

近畿ブロック協議会新人研修会

この季節に日調連から各ブロック協議会にお願いして新入会員を対象とした研修会を開催していただいている。この日は私の地元でもある近畿ブロック協議会の研修会が大阪市内の研修センターで開催され講師として出席。「土地家屋調査士を取り巻く課題と展望」と題して1時間30分ほどお話しをさせていただいた後、小グループに分かれ

てのグループディスカッションに顔を出して、少しの時間ずつではあるが質問に答える形で所感を述べさせていただいた。
日調連から山田一博・小野伸秋の両常任理事も講師として出席。プログラムでは、宮城会長の鈴木修先生からも報酬の考え方等についての講演を頂いた。

24日

竹本直一議員国政報告会
震災復興緊急シンポ

午後から、大阪市内のホテルで竹本直一衆議院議員の主催する国政報告会「関西21フォーラム・新春賀詞交歓会」が開催され、招待いただき出席、勉強。

夕刻から、神戸市内・新長田駅前の鉄人28号モニュメントの前のビルにある新長田勤労市民センターで「緊急シンポジウム　新長田再開発で今、何が起こっているのか」が兵庫県震災復興研究センター（代表・塩崎賢明神戸大学教授）の主催で開催されたが、案内を頂き、傍聴。阪神・淡路大震災の激震地であった新長田駅前地区の復興のため、大きな範囲で土地区画整理事業が行われたが、事業計画当初の期待と、厳しい現状との落差を、元からの地権者としてこの町で商いを続けている店主の皆さんからお伺いし、震災後16年も経過して尚大きな課題を抱える被災地の復興事業の難しさを改めて認識。

25日

授業最終日
日本国土調査測量協会新年祝賀会

阪神・淡路大震災の復興支援活動に携わったのをご縁に、14年前から非常勤講師として大阪の大学で週1回講義を続けている。女子専門学校として創立以来一昨年で100年を数える女子大学だったが、数年前から校名を改め男女共学制となっている。前期・後期各15コマ、通年で30コマの授業を担当しているが、私にとっては、東京での会合をはじめ、全国出張の多い会務の中で、週1回の早朝の一時間半を確保するのは至難の技で、連合会事務局にも日程調整でご苦労をおかけしてきた。しかし、担当科目である「不動産法」は私の職業関連領域でもある地籍や登記に関する科目はもとより、農業・林業問題、基地問題、マンション問題、国土の利用や領土問題、不動産取引、資産・金融…と、幅広い分野にまたがる領域である。私にとっては、受講する学生諸君を眠らせず、少しは実生活でも役立てることができるような講義をするために、関係する法律の改変をマークし、毎日いろんな文献を調べ、リアルタイムに動く社会を常にウオッチする訓練の場でもあることから、自分の勉強のためにも、また会務にもとても役に立っていると感じている。この日は今年卒業する学生への最後の授業の日で、「土地や建物とそれに関係する問題は、個人の人生や国・社会の問題としても様々な場面で身近に向かい合うものだから、いつも関心を持ち続けてくださいね。」と締めくくった。

午後の便で東京に移動。日調連とは友好団体の関係にある日本国土調査測量協会の新年祝賀会が都内のホテルで開催され瀬口専務と共に出席し、西野明副会長はじめ同協会幹部の皆さんと懇談させていただいた。

26日

勉強会・空中利用権

会員として所属している担保機能・資産評価研究会（会長・三橋博巳日本大学教授）の本年第1回目の研究会が土地家屋調査士会館内で開催された。この日のテーマは「空中利用権」についてで、私は報告者として10数年前に勉強を始め、中断がちながら続けてきた「未利用容積率を活用した都市再開発といわゆる空中利用権と登記制度・公示制度について」をテーマに40分ほどお話した。研究会ではこれまで東京会の小川修司さんや宮城会の南城正剛さん、弁護士や不動産鑑定士、建築士の皆さんと、こつこつと勉強を積み重ねてきたものだが、もう一度研究会のテーマとして本格的に勉強を再開することなった。また、この日はもう一人のスピーカーとして研究会に招かれた国土交通省住宅局市街地建築課の坂本努課長からも建築関

連法令と未利用容積率の活用策や公示制度の現状等についての講義を頂いた。

28日

研究所会議　塚田利和先生

日調連研究所研究員による本年度研究報告書刊行にあたっての合同会議が開催され出席。

研究会には地図・地籍問題の研究者として著名な香川会・塚田利和会員にゲスト出席いただいていたので、塚田先生の永年の研究テーマである「登記所備付旧土地台帳付属地図と法14条地図、地籍調査成果図」に関するご所見をお伺いさせていただいた。

地籍調査業務を公嘱協会が受託することについての照会回答

午後　公共嘱託登記土地家屋調査士協会が国土調査法に基づき実施されている地籍調査に関する業務を受託できるかどうかについて、昨年の国土調査法改正の前後から関係機関との協議等を重ねてきたが、連合会長宛の照会を全公連から受けたのを機に、法務省あて日本土地家屋調査士会連合会長として文書照会していた。今日、その回答文書が法務省民事局民事第二課長から発せられた。内容は公共嘱託登記土地家屋調査士協会がこれら業務を受託することについては土地家屋調査士法上、何ら問題がない(但し、「どのような団体に地籍調査業務を委託するかについては、その実施主体となる地方自治体が、実際にどのような発注形態を採用するかに応じて、地籍調査事業の目的等をも踏まえ、適切に選定するものと理解している」旨の尚書きあり)旨の回答を頂いた。直ちに全国の土地家屋調査士会にその旨を発信。

2月2日

第15回正副会長会議

午前　正副会長会議を開催。土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の一環として企画協力している土地家屋調査士を主役にしたテレビドラマの進捗について報告を受けた。主役の土地家屋調査士・西脇ゆう子役を演じる黒木瞳さんはじめ豪華キャストが出演するドラマで、当初は本当に実現できるのかなとも思ったが、関係者のご尽力もあってこの程撮影が終了、3月の土曜ワイド劇場で放映とのこと。

そのほか、午後から開催予定の常任理事会の議題等について意見調整。

2～3日

第8回常任理事会

各部・所・本部の会務報告の後、今年は連合会役員の改選期に当たることから規則に則って選挙管理委員会を組成することとし、あらかじめ各ブロック協議会から推薦された委員候補者名簿を基に協議、理事会上程議案とすることとした。また、日調連ADRセンター相談員の追加や連合会会計規則の一部改正案を審議。協議事項では近日開催予定の平成22年度第2回全国ブロック協議会長会同の進行予定や第7回となる土地家屋調査士特別研修の日程、各種のアンケート調査の企画等、盛りだくさんの議題について協議。

また、この日は平成23年秋の褒章・叙勲の候補者として推薦する方を審査する顕彰審査会を開催した。

3日

民主党「第3回 外国人による土地取得に関するPT」会議

近時、領土問題に加えて、北海道はじめ国内の各地で外国人による水源となる土地を含む林野の買収が行われていることが問題となっている。国会でも取り上げられたが、与党・民主党は「外国人による土地取得に関するPT」を設置して精力的にこの問題と取り組んでいるとのことで、近く日調連からもヒアリングしたいという要請があった。この日、現在の議論がどのような形で行われているのかを知りたいと、特別に傍聴させていただいた。国土交通省、法務省、総務省からそれぞれの所管分野における外国人の土地取得に関する施策についてヒアリングが実施されていた。志野副会長、瀬口専務理事、横山制度対策本部特命副本部長も同席。

4日

近畿ブロック協議会各会正副会長会議

和歌山駅前のホテルで土地家屋調査士会近畿ブロック協議会の各会正副会長会議が開催され出席。各会からの報告等の後、講演会が開催され、私から「土地家屋調査士制度の課題と展望」と題して1時間程度お話させていただいた。また、加古幸平・政治連盟近畿ブロック連絡会長からも政治連盟としての制度環境整備のための取り組みの報告があった。

6日

内山一郎氏の黄綬褒章受章を祝う会

昨秋の褒章に際して、永年に亘って連合会理事、千葉会役員として活躍され、土地家屋調査士制度の充実発展に寄与された内山一郎氏が黄綬褒章受章の栄に浴された。この日、千葉県土地家屋調査士会・椎名勤会長のほか、関係団体の皆さんが発起人になって受章祝賀会が船橋市市内のホテルで開催され招待いただき出席、祝辞を述べさせていただいた。

7日

ヒアリング打合せ

午後から連合会で民主党「第4回 外国人による土地取得に関するPT」のヒアリング会を翌日に控えて報告内容や提出資料の精査。

8日

民主党「第4回 外国人による土地取得に関するPT」ヒアリング

過日、民主党内に設置された外国人による土地取得に関するPT（座長・一川保夫議員、事務局長・行田邦子議員、顧問・前田武志議員）から要請のあった日調連からのヒアリング会が参議院議員会館会議室で開催され報告者として要請を頂き出席。私からは「土地の利用・所有規制と不動産登記（表示に関する登記・土地家屋調査士の視点から）」と題して約30分発言させていただいた後、PTの議員の先生方からの質問にお答えさせていただいた。農地法や林野法に基づく土地の所有・利用規制と地目の登記との関係、所有権移転の登記申請時における許可書の添付、河川区域内の土地の関する登記事項等を例に、権利の設定や移転・利用等に制限ある土地である旨の公示についての現状と、PTの対象としている現下の外国人による土地取得に関する対応についての若干の私見（提案）を述べさせていただいた。

志野副会長・瀬口専務理事・横山制度対策本部特命副本部長同席。当日は議員の先生方も多数出席され、マスメディアのカメラもたくさん入る等、この問題を国会も社会も国家の重要課題として取り組んでいられることを肌で感じた。また、これまで、この種のPTに日調連がヒアリングを受けることはほとんど例がなかったが、近時は、土地家屋調査士の職能・業務についての理解が深まってきていることを実感。

江田五月法務大臣
法務省打合せ

ヒアリング会終了後、志野・竹内・関根各副会長・専務・常務と共に法務省大臣室にて江田五月法務大臣を表敬。江田大臣は日調連の各種行事には10数年前から欠かさずご出席いただいており、度重なる不動産登記法の改正や土地家屋調査士法の改正審議においても法務委員会理事としてご尽力いただいた先生。これまでのご指導ご鞭撻にお礼申し上げるとともに、土地家屋調査士制度・不動産登記制度の所管大臣として倍旧のご支援方をお願いさせていただいた。この日の江田大臣のブログでも日調連役員との面談が写真入りで掲載いただいていた。

江田大臣との面談後、法務省民事局民事第二課に立ち寄って小出邦夫課長他の皆さんと当面の課題等について意見交換させていただいた。

10日

大阪法務局主催　筆界調査委員研修会

大阪法務局の筆界特定登記官室（室長・蔵田一弘不動産登記部門次席登記官）が、同局から任命された筆界調査委員に呼び掛けて研修会を開催するとお聞きし、出席させていただいた。筆界特定登記官室からの伝達事項や筆界特定申請・処理の現

状説明の後、70名近くの委員が数班に分かれて予め用意された課題についてディスカッションしながら効果的な特定手法や課題等について検討を深めていき、最後に各班のリーダーが自班のとりまとめを発表するという形式で進められた。ベテランから若い方までそれぞれの経験や考えを披露され、とても勉強になった。

12日

伊能忠敬関係図書・国宝指定祝賀会と関連行事

数日前からの大雪もあって道中を心配していたが、この日は快晴となった千葉県香取市周辺を会場に、伊能忠敬が作成した地図や関係図書2千数百点が国宝に指定された記念行事が開催され大星副会長と共に招待いただき出席。

伊能記念館で国宝に指定された図書等を実際に見せていただいた後、忠敬翁や昨年急逝された伊能陽子さん(画家・伊能洋氏夫人)の眠る墓所を訪ねお参りさせていただく。後、潮来駅近くの開花亭で開催された記念講演会と祝賀会に出席し、国宝指定という大慶事への祝意と、関係者のご努力に敬意を表させていただいた。また、会場では星野由尚・伊能忠敬研究会長、渡辺一郎・同研究会名誉代表、日本ウオーキング協会役員の木谷道宣・堀野正勝両氏、10年前日調連や各土地家屋調査士会が参加して2年間に亘って実施した伊能ウオーク隊の大内惣之丞・総隊長や岡本博・国土地理院長、吉兼秀典・同院参事官他の皆さんと懇談させていただいた。祝賀会には伊能家、神保家、高宮家等、忠敬翁に縁を持つ御一統の皆さんも出席され旧交を温めておられた。

14日

信吉秀起・京都会長のご母堂の通夜式

京都土地家屋調査士会の信吉秀起会長のご母堂が逝去され、夕刻から京田辺市で執り行われた通夜式にお伺いして連合会役員を代表して弔意を表させていただく。

15日

前田武志議員国政報告会・講演会

早朝から都内のホテルで民主党・土地家屋調査士制度推進議員連盟会長の前田武志・参院予算委員長が主宰する政策研究会が開催され出席。この日の講演会では経済評論家で中前国際経済研究所代表の中前 忠先生が「世界は経済危機を乗り越えられるか」を主題に一時間余お話をされた。厳しい国際環境･経済環境にあって日本のおかれた立場、取るべきスタンス、国際経済の現状等を、多くの統計資料を基に、とてもわかりやすくお話いただき、制度や会務を考える上でも勉強になった。瀬口専務理事・横山制度対策本部特命副本部長、待野全調政連会長ほかの皆さん同席。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年 1月11日付

東京	7642	上野 博邦	東京	7643	夏目	佑一
東京	7644	川本 光範	神奈川	2892	瀬戸	克剛
神奈川	2893	蓮沼 芳夫	神奈川	2894	大塚	康
埼玉	2480	関沼 俊行	千葉	2080	中須	浩二
千葉	2081	進藤美津枝	茨城	1407	宮本	泰雄
茨城	1408	石塚 智子	栃木	895	大竹	英勝
栃木	896	鶴見 仁	群馬	1000	中村	良三
静岡	1703	館 英二	静岡	1704	木宮	博樹
新潟	2167	村山 和典	新潟	2168	池田	正宏
新潟	2169	小池恵里子	新潟	2170	田中	章友
大阪	3115	一守 博正	大阪	3116	田邊	毅
大阪	3117	山上 博隆	大阪	3118	淺川	真寛
大阪	3119	杉村 光昭	大阪	3120	藤川	靖夫
大阪	3121	道川 俊輔	大阪	3122	白石	裕美
大阪	3123	橋本 徹也	兵庫	2376	藤田	喜枝
兵庫	2377	金澤 裕二	和歌山	414	鳥﨑	寛司
愛知	2749	濱 雄一郎	愛知	2750	児玉	真二
愛知	2751	佐原 大介	愛知	2752	鈴木	善晴
愛知	2753	北島 康詔	三重	864	北村	一成
岐阜	1225	藤井 亮吏	石川	642	橋本	仁志
石川	643	中島 茂雄	石川	644	森	尊史
石川	645	濱詰久美子	富山	493	松田	大輔
山口	938	半野 義隆	山口	939	古江	直樹
岡山	1346	水島 敏裕	佐賀	537	大井手	強
大分	811	片平 純一	大分	812	鈴木	雅樹
熊本	1166	中村英太朗	鹿児島	1030	園畠	将一
鹿児島	1031	佐野 敏博	鹿児島	1032	萩原功一郎	
宮崎	775	本村 正博	宮崎	776	小堀正太郎	
福島	1454	濱名 康勝	山形	1219	樋口	泰栄
旭川	290	宮垣 光人	徳島	488	大髙	治樹
徳島	489	武岡 康則	徳島	490	笹岡	平

平成23年 1月20日付

東京	7645	前田 梨菜	東京	7646	満嶋	康文
東京	7647	田中 晴行	東京	7648	深堀伊和夫	
神奈川	2895	田丸 正幸	神奈川	2896	原田	善之
神奈川	2897	佐藤 正和	千葉	2083	小川	智成
静岡	1705	田内 尉晴	静岡	1706	鈴木	悠太
山梨	384	中澤 善一	長野	2555	等々力岳夫	
奈良	415	加藤 久晶	滋賀	418	岡村	澄子
愛知	2754	白井 稔二	愛知	2755	丹羽	拓也
愛知	2756	森田 正樹	愛知	2757	戸田	吉隆
岐阜	1226	中島 康貴	富山	494	村本	友彦
福岡	2176	永田 晃一	福岡	2177	桑原	裕紀
福岡	2178	豊芦 学	福岡	2179	溝口太一朗	
長崎	764	山下 武司	宮城	987	我妻	諭
岩手	1128	上田 直輝	青森	750	角野	太
札幌	1152	古田 光生				

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年10月27日付

兵庫	1287	助永 博則					

平成22年11月 1日付

奈良	135	酒井 博					

平成22年11月22日付

岡山	1152	宇垣 久					

平成22年11月26日付

愛知	1567	佐貫 周一					

平成22年11月30日付

奈良	133	瀧岡 彬					

平成22年12月 8日付

神奈川	509	千葉 正志					

平成22年12月19日付

静岡	134	鈴木 博保					

平成23年 1月11日付

東京	1218	鎌田 守逸	東京	3848	池上	寛高
東京	5915	鯉淵 正尊	東京	7012	谷口正二郎	
埼玉	361	松橋 忠雄	埼玉	1042	井原	正和
千葉	841	阿部 省策	千葉	1110	垣沼	幸雄
千葉	1457	鈴木 省吾	千葉	1992	井口佐多夫	
茨城	1140	井上 英俊	静岡	1082	長谷川	壽
長野	110	木内 恵一	長野	1159	上村	力
新潟	1510	渋谷 礼司	新潟	1653	小和田輝代志	
新潟	2008	室橋 衛	和歌山	193	田坂	滝男
長崎	337	小川 健一	大分	285	後藤	杢也
山形	528	斎藤 昭雄	山形	989	板垣	徳市
岩手	475	山本 清	秋田	442	小田嶋亀吉	
秋田	960	田崎 孝	愛媛	763	眞木	純

平成23年 1月20日付

神奈川	1282	中川 猛	神奈川	1359	朝倉	義信
神奈川	2184	上原 春男	千葉	1962	田中	進
石川	364	浜詰 正久	石川	578	子浦田幸雄	
鳥取	368	山浦 愿	福岡	1794	山本	洋士
福岡	1959	山浦 敏孝	宮城	873	大友	正宏
釧路	215	橋場 弘一				

会務日誌

1月16日～2月15日

1月

18日～19日

第4回財務部会
＜議題＞
1　平成22年度予算の執行について
2　平成23年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について
3　日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
4　土地・建物及び建物付属設備等科目の会計間の移動及び平成23年度予算(案)における土地家屋調査士会館賃料の予算措置について
5　退職金特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びにこれに伴う一般会計においての特定資産としての積立てについて
6　平成22年度財務部事業計画に基づく旅費規程等の運用精査について
7　平成22年団体定期保険の必要経費について
8　斡旋品の作成について

19日

第6回総務部会
＜議題＞
1　平成22年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
2　土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
3　特定認証局の運営に関する事項

20日

第5回研修部会
＜議題＞
1　平成23年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の検討について
2　土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)制度について
3　研修体系について
4　測量技術講習会について
5　平成23年度土地家屋調査士新人研修について
6　eラーニングについて
7　会員必携について
8　土地境界基本実務叢書の増刷について

21日

第3回日調連ADRセンター委員会
＜議題＞
1　年計報告書について
2　筆界特定制度と調査士会ADRの連携アンケートの聴取項目について
3　次年度以降、担当者会同の企画について
4　平成23年度の日調連ADRセンター委員会の取組みについて

21日

第5回特別研修運営委員会
＜議題＞
1　第6回土地家屋調査士特別研修について
2　第7回土地家屋調査士特別研修について

24日

第3回土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム会議
＜議題＞
1　土地家屋調査士法改正に関する検討テーマの抽出について
2　不動産登記事務の地方移管に関する検討について

25日

第11回編集会議(電子会議)
＜議題＞
1　会報掲載記事について
2　ホームページについて

26日

第6回土地家屋調査士特別研修　考査問題検討委員会(第4回)
＜議題＞
1　択一式問題(案)の検討について
2　記述式問題(案)の検討について

28日

第5回広報部会
＜議題＞
1　平成23年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
2　広報に関する事項
3　会報の編集及び発行に関する事項
4　情報の収集に関する事項

業務受託環境整備PT・官民境界基本調査PT 合同会議
＜議題＞
1　平成23年度定時総会報告資料(PT経過報告書)の作成について
2　受託に向けての情報発信方法について

第3回研究所会議
＜議題＞
1　表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
2　平成23年度研究所で行う研究事項と研究方針について
3　平成23年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

31日

第4回社会事業部会
＜議題＞
1　平成22年度社会事業部事業における今後の対応等について
2　平成23年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

31日～2月1日

第5回業務部会
＜議題＞
1　事務所形態及び業務報酬に関するアンケートのまとめ方について
2　調査・測量実施要領追録3号の総務部案に対する検討について
3　各土地家屋調査士会に公開するデータセンター試行版について
4　二線引畦畔に関する業務部案の取りまとめについて
5　法14条地図作成に伴う4級基準点を認定登記基準点として取り扱うことについて
6　地積測量図に記載する作成日について

2月

1日～2日

第3回調測要領委員会
＜議題＞
1　調査・測量実施要領追録3号の報告について
2　次年度からの調査・測量実施要領改訂(見直し)について

1日

第6回土地家屋調査士特別研修　考査問題検討委員会(第5回)
＜議題＞
1　択一式問題(案)の検討について
2　記述式問題(案)の検討について

2日

第15回正副会長会議
＜議題＞
1　平成22年度第8回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

2日～3日

第8回常任理事会
＜審議事項＞
1　平成23年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
2　連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について(総務部)
3　日調連ADRセンター相談員の追加選任について(社会事業部)
4　日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について(総務部・財務部)
＜議題＞
1　平成22年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
2　日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運営要領(案)について
3　公嘱協会との事務職員派遣契約等について
4　土地、建物及び建物付属設備(固定資産)の一般会計から会館特別会計への移動について
5　調査・測量実施要領(追録3号)について
6　土地家屋調査士会へ公開するデータセンターシステム(試行版)について
7　「会員必携」の改訂について
8　第7回土地家屋調査士特別研修の開催日程について
9　「土地家屋調査士の日」の制定について
10　境界問題相談センターの年計報告書について
11　筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRに係るアンケートについて
12　筆界特定制度対応PTの位置付けについて
13　「農水省新規発注業務」仕様書・成果図書説明会の実施について
14　カンボジア司法省との国際交流について
15　平成23年度各部等事業計画(案)及び同予算(案)について
16　連合会における主要な会議の開催日程(予定)について

8日

第3回業務統計等検討会
＜議題＞
1　事務所形態及び報酬に関する実態調査報告書の確認について

9日

第3回日調連データセンター会議
＜議題＞
1　日調連データセンターシステム(試行版)の運用について
2　土地家屋調査士会へ公開するデータセンターシステム(試行版)について
3　平成23年度の日調連データセンターの取組み方針について

第3回研修部電子会議
＜協議事項＞
1　平成23年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の検討について
2　研修体系について
3　新人を対象とした研修環境の充実について
4　eラーニングについて
5　会員必携について

公明党法務部会へ出席

平成22年12月2日午後1時30分から当会顧問の漆原良夫衆議院議員を通じて衆議院第一議員会館第五会議室において開催された公明党法務部会に召致され、全公連に対して公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益法人移行状況についての説明が求められ、全国の取組み状況を報告するとともに今後の課題等について意見交換と協議を行った。

最初に公明党法務部会長である大口善徳衆議院議員のご挨拶に引き続き鈴木会長が挨拶を申し上げた。法務部会所属の荒木清寛参議院議員・同遠山清彦参議院議員ほか多数の先生方及び秘書の方々が出席し盛会であった。

政府側からは、法務省及び内閣府公益認定等委員会より担当官も出席して部会が進行した。最初に柳平副会長より公嘱協会制度の概要について説明し、次に塩川副会長より公益法人移行に係る現状と課題について報告した。

質疑応答では、各都道府県の公益認定等委員会事務局と特例民法法人である公嘱協会の意見交換により明らかとなった公嘱協会制度への認識の違い等の問題点があることが議論された。

このような状況を打開すべく、顧問の漆原良夫衆議院議員の発議により法務省と内閣府が連携して公嘱協会制度を判り易く説明する文書を作成し、平成22年内には各都道府県の公益認定等委員会事務局あてに発出することが提案され、出席していた内閣府と法務省の担当官から、「年内に文書発出したい。」との心強い発言があった。

また、公益法人移行関係以外に地図作成関係や公嘱業務全般についても建設的な意見交換がなされて、有意義な法務部会への出席となりました。

今後の会議予定

2月14～15日	第17回正副会長会議
2月15日	前田武志政策研究会
2月15日	衆議院議員「漆原良夫君を囲む激励の会」
2月19日	坂元均氏黄綬褒章受章記念祝賀会
2月21日	民主党衆議院議員小宮山泰子「新春の集い」
2月21～22日	第6回理事会
2月22日	辻惠と21世紀の日本を語る会
2月22～23日	第2回研修会及び全国理事長会議
2月23日	こうだ邦子「新春の集い」
3月5日	野地良宏氏黄綬褒章受章記念祝賀会
3月14日	全国土地家屋調査士政治連盟第11回定時大会
3月15日	第18回正副会長会議
4月18日	第1回監査会
4月18～19日	第1回理事会
4月19日	第1回役員選考委員会

ちょうさし俳壇

第310回

雑詠　水上陽三選

達磨市　水上陽三

秩父嶺に風雲こぞる達磨市
達磨市目開きだるまを焚く火勢
暖房止み膨みし部屋ちぢむ音
日もすがら日当る書斎日脚伸ぶ
国建つ目白一色に大八洲

茨城　島田操

婚の使者白梅一枝活けて待つ
掌に載せて傘寿の年の豆の嵩
麗らかや縁に媼の針仕事
ぐづる火を風が育てる野焼かな
新聞の旧友の訃や春寒し

愛知　清水正明

実盛の兜に沁むる余寒かな
梅の字に母ある温み梅薫る
奈良に掬む若狭の水の温みけり
蕗味噌のおにぎり匂ふ小昼かな
山門の禁葷酒の碑梅匂ふ

岐阜　堀越貞有

読初の栞挟みしところより
一輪に精魂こめて冬薔薇
モザイクのさまの川面や四温光
宮参りすやすや眠る児に四温
湯治場の光眩しき今朝の春

東京　黒沢利久

大寒や砂漠の国の民熱し
大寒の梢に移りし日光かな
春の星わが生涯の家ひとつ
老年のいま少年の春の夢
山茶花に囲まれ風の中学校

埼玉　井上晃一

釣り仲間川を挟みて交す賀詞
遠吠えの犬と張り合ふ焼諸屋
足腰の安否先づ問ふ寒の内

岐阜　堀越貞有

植うるものまだ決めぬまま耕せり
草餅屋元祖の向ひに本家あり
冬温しコーヒーカップの花模様
蓬莱の名てふ銘酒と木の芽和へ
山村の無人駅舎に古暦

今月の作品から

島田操

ぐづる火を風が育てる野焼かな

野焼は、草生をよくし、害虫を駆除するため、春さきに野や土手などの枯草を焼き払うことである。作者は業務の傍ら稲作農家でもあるから、田圃の回りの土手などの芝焼をしたものであろう。草丈などの状況によって、火勢が衰えたり盛んになったりする情景が彷彿として蘇ってくる。最近とみに見ることが出来なくなった早春の風物詩である。

清水正明

実盛の兜に沁むる余寒かな

寒が明けてからの寒さには、春寒といって春でありながら寒いと言う語感があるのに対し、余寒は寒が明けてもまだ寒さが残っているという感じを言う。ところで、作者は歴史的史実に造詣が深くまた、歴史的史実の研究家でもある。したがって歴史的な史実に発想した作品を多く投稿してくれる。この句も、松尾芭蕉が『むざんやな兜の下のきりぎりす』と、小松の多太神社所蔵の、斉藤別当実盛の遺品と伝えられている兜によせて詠んだ句がある。作者もこの兜をみて発想した心象句である。

堀越貞有

読初の栞挟みしところより

むかしは読初に対する慣習があったようであるが、現在は座右愛読の書を初めてひもとくことを読初と言ってよいだろう。暮れの読みさしの書を今年の読初としたことを素直に表現しただけであるが、栞が挟まれていることによって継続して読み親しんでいる書物が想像されるのである。

黒沢利久

大寒や砂漠の国の民熱し

今年の大寒は一月二十日、チュニジヤに始まったアフリカ諸国の民衆の無血革命、国土の八割が砂漠の国エジプトを詠んだ時事句。

第26回 写真コンクール 作品募集

財務部では親睦事業の一環として、
本年も写真コンクールを
下記の要領で開催いたします。
会員各位のより一層のご応募をお待ちしております。

主　　催　日本土地家屋調査士会連合会

審 査 員　写真家・社団法人日本写真家協会常務理事　木村恵一 氏

テ ー マ　自由（組写真は不可）

種類とサイズ　四ツ切又は六ツ切（デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたものも可。）でカラー・白黒どちらも可。**1人2点まで。**
裏にテーマ、氏名、年齢、住所、所属会名、撮影場所を記載のこと。
※応募された方の個人情報（氏名、年齢、住所）は、本コンクールにおいてのみ使用します。

使 用 権　入賞作品は原則として連合会に帰属します。
（応募作品は返却いたしません。）

応募資格　土地家屋調査士会会員及び補助者

賞　連合会長賞（1名）　賞状及び副賞
金　　賞（1名）　賞状及び副賞
銀　　賞（2名）　賞状及び副賞
銅　　賞（3名）　賞状及び副賞
※ 入選作品は連合会総会会場に展示するとともに、上位入選作品を本誌に掲載します。

そ の 他　二重応募作品は受付いたしません。

締 切 り　平成23年5月9日（月）必着のこと。

送 り 先　〒101-0061　東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会　財務部あて

会員の広場を利活用ください

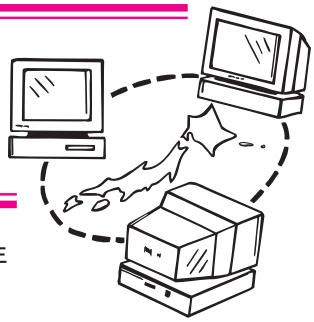

土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」は、2011年2月1日現在で、12,739人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度制定60周年を迎え、改革期の続く情勢においては、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、引き続きこの会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、是非とも利活用ください。なお、IDの発行には2日程度かかります(土・日・祝日を除く。)。

「会員の広場」ID申請方法

1 連合会HPのトップページ
(http://www.chosashi.or.jp/)
から**「会員の広場」**をクリック

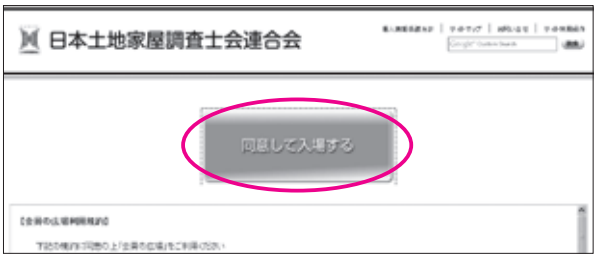

2 **「同意して入場する」**ボタンをクリック

3 **「新規ユーザー登録」**
ボタンをクリック

このまま入力！
- ユーザー名：entry（半角）
- パスワード：chosashi（半角）

を入力してOKをクリック

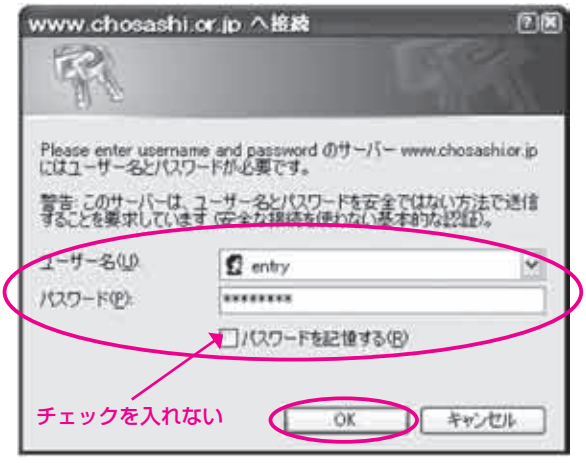

4 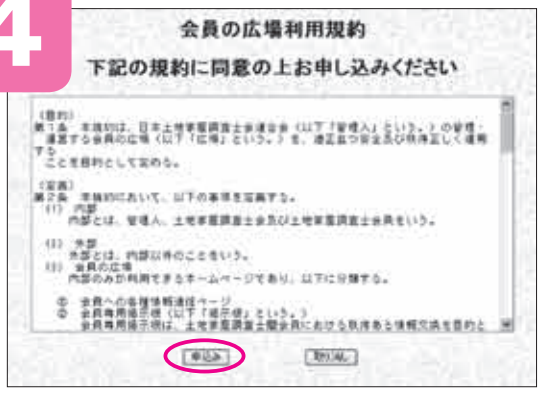

「申込み」ボタンをクリック

◎連合会に申請
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日程度かかります(土・日・祝日を除く。)。

石川会

「石黒信由 生誕250周年企画展」
富山県射水市新湊博物館を取材して

『kaihou ISHIKAWA』NO.157

平成22年10月30日土曜日

富山県射水市新湊博物館で開催されている「石黒信由生誕250周年企画展」へ行ってきました。石黒信由と聞いて、ピンとくる人はいるでしょうか？私は、全く知りませんでした。今、この企画展を観終わって、自分の浅学をひたすら恥じるばかりという状態です。

その名前を知ったのは、先日、金工大で行われた「伊能図展」の受付をした時でした。目の前に、たまたま新湊博物館の資料、つまり絵図が展示されており、またその絵図がとても人気があり、人がたくさん見入っていました。地図に興味がある人ってたくさんいるんだなぁぐらいに最初は思っていたのですが、その人たちが前に座っている我々にその絵図についていろいろと質問してくるようになり、仕方なく展示の説明文や絵図を読んでみました。

石黒信由……
射水の生まれ　和算家・測量家
富山・加賀・能登の精度の高い絵図を測量し、作成した。

その絵図が何枚か展示されていましたが、みんながじっと見ていた理由がわかりました。伊能忠敬の地図は、海岸線しか村の名前が出ていませんが、石黒の絵図は内陸部も測量しており、自分の故郷、自分の今住んでいるところが出ているのです。思わず私も探してしまいましたが、こんな立派な図面があるとは、驚きでした。この博物館でちょうど企画展をやっているなら、もっと色んな絵図が見られるに違いないと、早速行ってきた次第です。

加賀、越中、能登の国図と三州の絵図作成のきっかけは、1808年の金沢城二の丸火災の加賀藩の絵図焼失でした。そこで、藩は各部に絵図の提出を求めたところ、射水郡の地図がもっとも正確で描き方もすばらしく、金沢城の武士たちを驚かせたようです。その中心となったのが、石黒信由でした。藩主が、その能力を認め、あらためて石黒に加賀藩全域の測量を命じたのは1819年のことでした。その絵図の精度は非常に高く、国土地理院製作の地形図とほぼ同じ正確さと言われています。

当時の野帳も見ることができました。角度、距離がきれいに記されており、図もとても見やすく美しいものです。現場から帰ってくると、何が書いてあるのか判別に一苦労の自分の野帳が恥ずかしくなってきます。

絵図の中でも立体的に仕上げた白山之絵図、立山之絵図は一見の価値ありの美しいものです。昔の人はこの立体感に驚いたことでしょう。現代人が何年か前に初めてグーグルアースを見たときの驚きに匹敵といったところでしょうか？

立山之絵図
高橋文庫　射水市新湊博物館蔵
（立山之絵図は個人蔵）

調査士として興味深いのは何といっても境界争いの図面でしょう。

特に、石動山と山麓の村との百数十年の境界争い(山林資源をめぐるものらしい)を決着させる図面は、縮尺1500分の1の迫力ある図面です。伊能忠敬も立派ですが、この人が加賀藩の命ではなく幕府の命を受けていたなら、「伊能展」ではなく「石黒展」と呼ばれたであろうことは疑いもない傑出した人物だと感じさせられました。

石黒は、測量だけではなく、世界の数学者の関孝和の流れをくむ数学者、また天文学も修めた学者でもありました。そもそも測量はこれだけの学問を修めたものでしかできないものであったのでしょう。それは、測量の語源である“測天量地”という言葉を読み取ってみても明らかです。天を測りて、地を量る。北極星を測量星と星図にしるしたほど、測量に命を懸けた石黒信由。その人が生まれて250年。それだけの時を重ね、現在彼が生きていたら驚くような、喜ぶような図を我々は持てているのだろうか。あの時代の風景さえも思い起こすような美しい絵図を我々は持てているのだろうか。奇しくも同じく記念の年を迎えるにあたった土地家屋調査士にとって、彼の業績を振り返ること。先人たちが積み上げてきた礎の上に我々は立っていること。そのことを、あらためて再認識する必要を強く感じた企画展でした。

「埜山のすがた　田面のかたち
うみ川　村里のありさま　すべて測るに違ふことなし」
(業績を称えた文より)

神奈川会

市職員のための研修会「筆界特定制度とは」

湘南第二支部　深谷　美登里

『神調報』NO.408

制度広報特別委員会は平成22年10月22日(金)制度広報活動として、藤沢市役所において、市職員を対象とした『筆界特定制度とは』と題する研修会を、支部会員の協力のもと開催しました。

受講者は約128名。道路や土地などの用地にかかわる部署の多くの職員の方々が参加され、大きな研修会となりました。内容は、上田委員から筆界特定制度を理解するうえで必要不可欠である基本的な用語解説から始まり、花上委員より筆界特定制度の概要説明と、加藤委員が経験された筆界特定申請の実例を題材に講義がありました。

用語解説については当初予定していなかったものの、第1回開催の茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町合同の研修会開催時に質問が相次いだそうで、概要説明の前に急遽取り入れたということでした。その内容は「境界」「所有権界」「筆界」といった用語の説明や、筆界と所有権界が一致しない場合の原因や解決方法などで、15項目にわたって解説されました。

次に筆界特定制度の概要として、“筆界を特定する”とは一体どういうことなのか、実際のところ、最終的に何が決まるのか等が、手続の流れや訴訟との違いとともに説明されました。

そして、実例の紹介。道路査定が不調となった部分の“官民境を特定する”という申請事例が、膨大な資料とともに時系列に沿って紹介されました(膨大な資料ー筆界特定申請書と、その添付書類、申請後の現地調査や意見聴取に関する法務局からの通知、最終的な「筆界特定書」の写しまで、あらゆる資料が冊子にまとめられていました)。後方からこの研修会の様子を見ていて、実は終始「戸惑い」のようなものが受講者の背中から感じられていたのですが、道路査定という身近な内容になったせいか、このときばかりは一気に集中力が増し、期待のまなざしが講師に向けられた……ような気がしました。

いくつかの質疑応答のあと、開始から1時間40分ほどで研修会は終了となりました。

正直なところ、若干研修内容が高度過ぎたのではないだろうかと

思うところがありました。基本用語の解説が必要なほど“境界問題そのものに馴染みがない”といえる方々を相手にするには、あまりに詳細で、専門的かつ実務的だったように思えます。職員の方々が業務上市民の方々と相対する中で、どういう場合に「筆界特定制度」を紹介したり、自身(行政側)がこの制度を利用したりできるかという具体例を挙げるなどしたほうが、より身近に感じられ、“筆界特定制度についてもっと知りたい”と思っていただけるのではないかと感じた研修会でした。一介の調査士としては、こうした研修(と資料)は自身には非常に参考になり、貴重な経験を得られたと思って感謝しているのですが。

函館会

函館奉行所を訪ねて

小田　純一

『会報 いさり火』第60号

昨年7月、五稜郭公園内の当時と同じ場所に箱館奉行所が完成しました。復元工事には約3年かかり全国から集まった宮大工が当時とほぼ同じ工法で再現させたものであるということです。函館の新たな観光スポットとなる箱館奉行所ですが既に昨年秋の段階で目標来場者数に達し国内のみならず海外からの来場者も増えているようです。道内でも古くからの歴史がある函館市ですが私は、幕末の歴史と函館のかかわり等はあまり知りませんでした。1864（元治元年）に完成し1871（明治4年)に解体された箱館奉行所の主な役割は開港したため諸外国との外交交渉の場でした。しかし箱館戦争終結後はその役目を終え、わずか7年ほどで解体されたことになります。

復元された奉行所は当時の約3分の1の面積です(完全復元は建築基準法、消防法の規制により困難だったため)が中に入るとかなり広く廊下も含めほぼ畳敷きになっています。時代劇のセットを見学しているような感じですが、細部にまでこだわった造りは重厚さも感じられ江戸末期の日本の建築技術の高さを体験することができまし

た。外観は屋根瓦の色ムラも再現されているとのことで、実際に見ると、その濃淡が美しいです。内部は当時の様子をほぼ完璧に再現してあるため暖房器具などは見当たりませんが畳が床暖房になっていて足元は温かいです。建物を完成させるまでの調査・研究から実際に建築をする様子がビデオ上映により見ることができ、当時と同じ建築技法にこだわり完成させていく様子が良く分ります。また当時使われていた道具や銃弾などの出土品も展示されています。

使用することはできませんが当時の木でできたトイレも再現されています。(来場者が使用する現代のトイレも設置されています)

外観も当時の古写真が残されており、現在と見比べることができますが、その再現性にも驚かされました。中をゆっくり見てまわる事で私のように歴史に詳しくない人でも幕末の函館がよく分るようになっています。これを機会に自分の住んでいる函館市の歴史をもっと知りたいと思いました。

編 集 後 記

もうすぐ春ですね…

厳しい寒さがひと段落して、周りの木々に目をやれば、つぼみが気持ち「ふんわり」膨らんでいます。

もうすぐ春ですね。

この時期は、私たちには、あまり関係ないかもしれませんが、卒業式、入学式、歓送迎会などとイベントが目白押しのシーズンです。それよりも年度末にあたるこの時期は、年末年始以上に業務に追われて慌しい日々を過ごしているのは、私だけではないと思います。

いろいろな楽しみが増える中でも四季のある国だからこそ、肌を通して感じる春の暖かさ、桜の下での花見を心待ちにしている人が多いのではないでしょうか。

花見といえば、額面通り考えると「満開の桜を鑑賞すること」として、春の到来を素直に喜ぶことと思うのですが、「花見」といえば、「桜の下で行う宴会」が適切なのかもしれません。

この時期の新入社員の大事な仕事として「花見の仕切り」がテレビでよく放送されています。まずは、桜の開花予想を参考に参加者のスケジュールの確認・調整、場所取り、宴会の段取りと社会人としての洗礼を受けるのではないでしょうか。

ただ、「花見の仕切り」がキッカケとなり会社になじむことは悪いことではないので、まぁよいのではないでしょうか？

宴会には、お酒が付き物ですが、しばしば、羽目をはずして大変なことになる場合があるようです。花見の席での飲酒は「花見酒」といわれ風流なものですが、せっかくの場が台無しになるようなことがないように「ほどほど」に注意が必要ではないでしょうか。

花見の目的、「花を見ること」を忘れることなく楽しんで…

広報部次長　廣瀬　一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行
定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行するICカードをなぜ取得する必要性があるの？

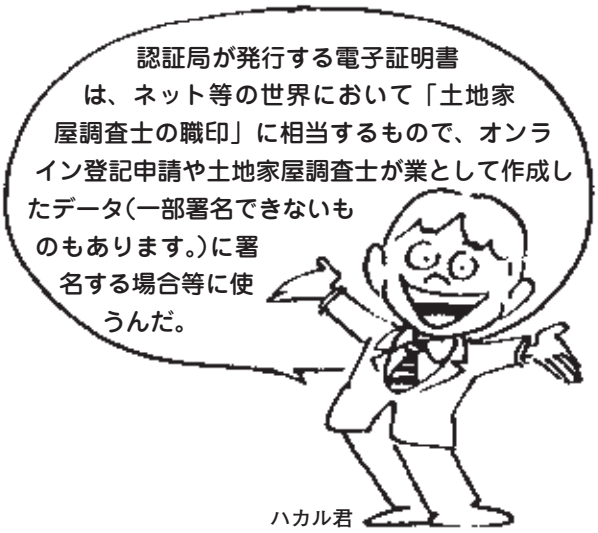

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

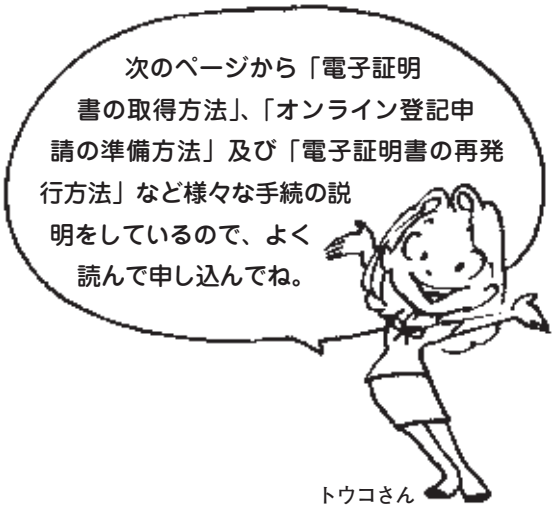

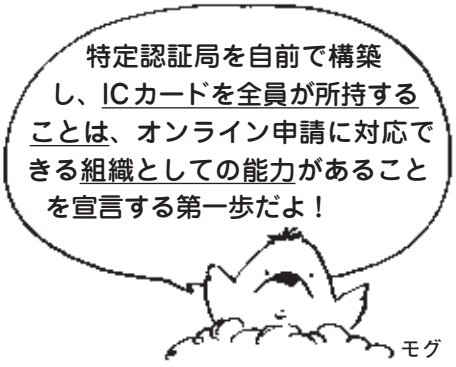

【新不動産登記法が要求している３本柱】

新不登法は、以下の３点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？

2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？

3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意お願いします☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。
事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。
利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。
業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意をお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX（03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061　東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局　行)にて連合会あてお申出ください。

○　所属会名　　○　所属支部名　　○　登録番号(半角)　　○　氏名

○　事務所所在地(郵便番号も記入)　○　Mail（半角）　　○　Tel（半角）　　○　Fax（半角）

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：**有償(1,000円)**

ICカードを取得するまでの流れ

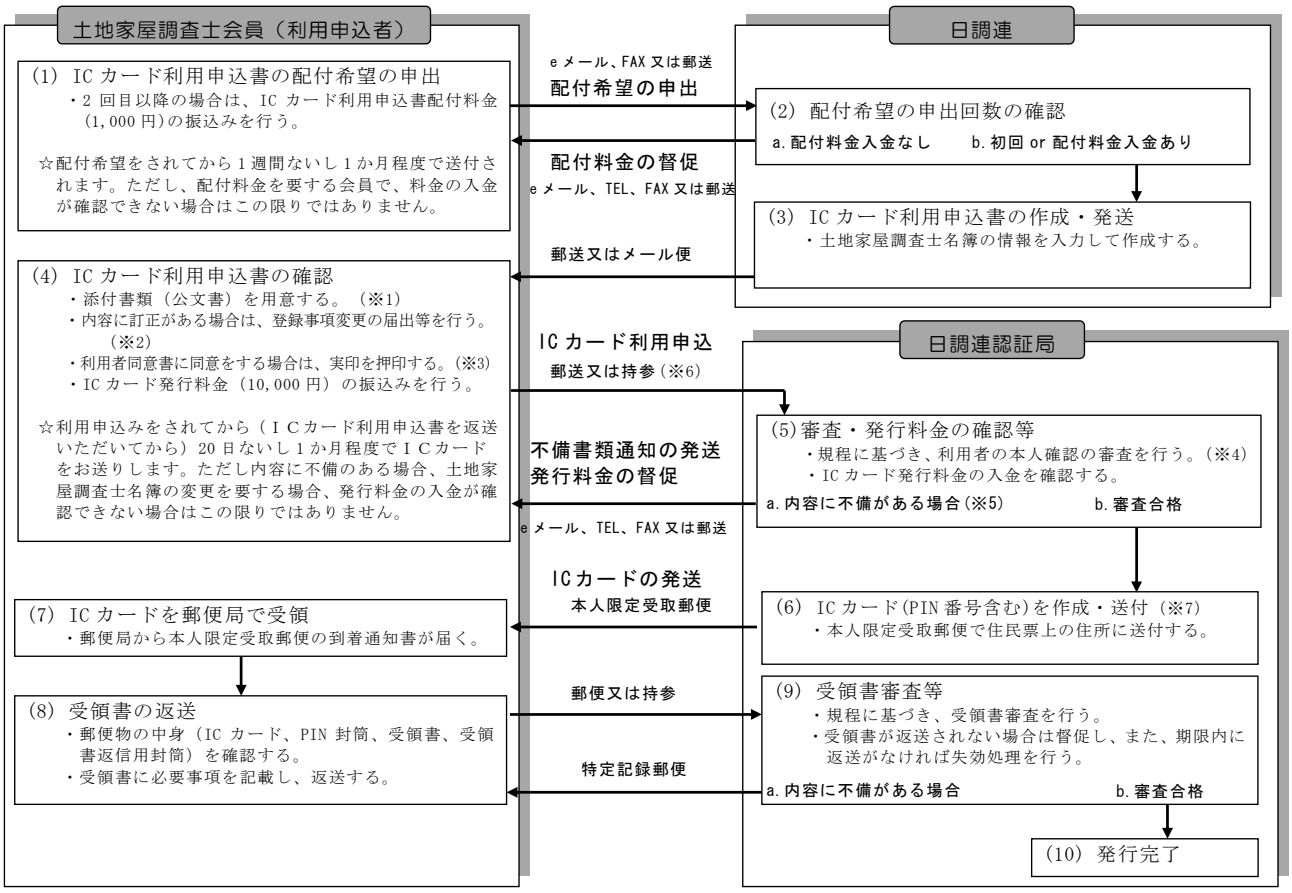

(※1)　住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2)　日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所に実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3)　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4)　規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ＩＣカード発行までに時間がかかることがございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5)　日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6)　土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7)　ＩＣカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8)　申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承賜りますようお願いいたします。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～⑤が入っている封筒

②ICカード

③ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

④受領書返送用封筒

⑤PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)

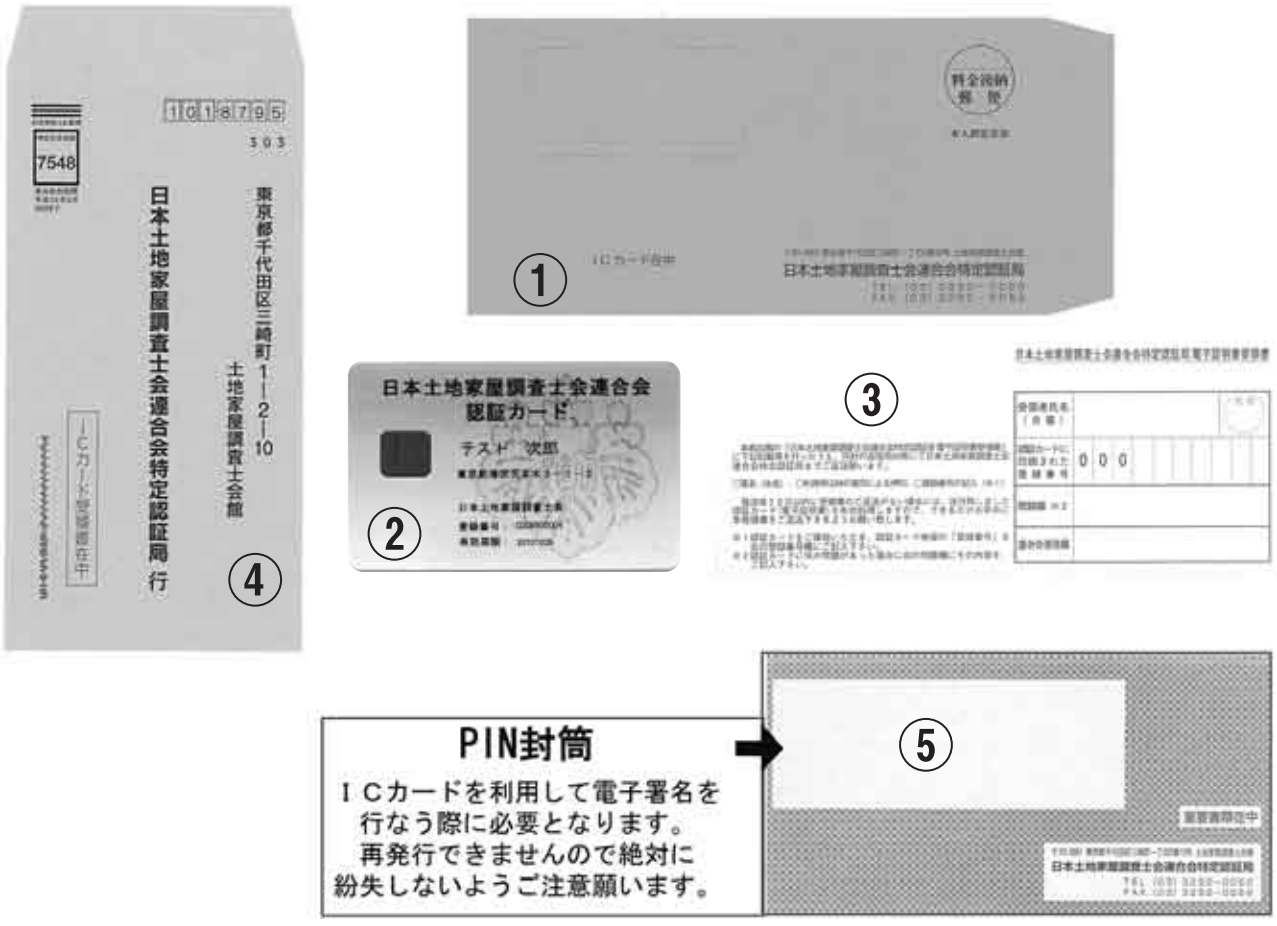

【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

・自署(氏名)(楷書でお願いします。)

・印鑑登録証明書で証明される実印の押印

・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1)　ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(http://shinsei.moj.go.jp/index.html)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2)　ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3)　オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/)及び連合会ホームページ「会員の広場」(http://www.chosashi.or.jp/)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成23年1月末日現在で16,608枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1　振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。
※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2　振込先等の情報

・金融機関名　：みずほ銀行
・支店名　：九段支店
・振込先名義　：日本土地家屋調査士会連合会
　会長　松岡直武
・口座　：普通
・口座番号　：1349384
・振込者名　：**会番号2桁+登録番号5桁+氏名**
　(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
　なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3　振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		